

財務諸表

貸借対照表

(資産の部)

(単位:百万円)

科目	2023年度末	2024年度末
現金	4,632	6,408
預け金	235,006	221,171
買入手形	-	-
コールローン	-	-
買現先勘定	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-
買入金銭債権	286	160
金銭の信託	1,566	1,000
商品有価証券	-	-
商品国債	-	-
商品地方債	-	-
商品政府保証債	-	-
その他の商品有価証券	-	-
有価証券	108,487	109,340
国債	25,880	22,669
地方債	8,954	8,583
短期社債	-	1,499
社債	47,310	54,134
貸付信託	-	-
投資信託	3,134	3,438
株式	28	28
外国証券	23,179	18,986
その他の証券	-	-
貸出金	842,924	866,763
割引手形	-	-
手形貸付	1,674	137
証書貸付	827,897	853,095
当座貸越	13,352	13,530
外国為替	-	-
外国他店預け	-	-
外国他店貸	-	-
買入外国為替	-	-
取立外国為替	-	-
その他資産	9,568	8,871
未決済為替貸	2	19
労働金庫連合会出資金	6,300	6,300
前払費用	27	19
未収収益	2,420	1,878
先物取引差入証拠金	-	-
先物取引差金勘定	-	-
保管有価証券等	-	-
金融派生商品	2	3
金融商品等差入担保金	-	-
リース投資資産	-	-
その他の資産	815	650
有形固定資産	7,601	7,549
建物	2,301	2,508
土地	4,516	4,475
リース資産	-	-
建設仮勘定	182	-
その他の有形固定資産	600	565
無形固定資産	114	138
ソフトウェア	114	138
のれん	-	-
リース資産	-	-
その他の無形固定資産	0	0
前払年金費用	298	-
繰延税金資産	1,417	2,046
再評価に係る繰延税金資産	-	-
債務保証見返	8	7
貸倒引当金	△108	△7
(うち個別貸倒引当金)	(△106)	(△7)
資産の部合計	1,211,806	1,223,451

(負債及び純資産の部)

(単位:百万円)

科目	2023年度末	2024年度末
預金積金	1,077,838	1,065,252
当座預金	199	167
普通預金	443,252	447,323
貯蓄預金	2,076	1,986
通知預金	-	-
別段預金	317	911
納税準備預金	-	-
定期預金	631,992	614,864
定期積金	-	-
その他の預金	-	-
譲渡性預金	23,707	24,064
借入金	50,123	76,013
借入金	50,000	74,500
当座借越	123	1,513
再割引手形	-	-
売渡手形	-	-
コールマネー	-	-
売現先勘定	-	-
債券貸借取引受入担保金	-	-
コマースナル・ペーパー	-	-
外国為替	-	-
外国他店預り	-	-
外国他店借	-	-
売渡外国為替	-	-
未払外国為替	-	-
その他負債	2,598	2,297
未決済為替借	2	43
未払費用	487	753
給付補填備金	-	-
未払法人税等	519	248
前受収益	82	83
払戻未済金	3	4
払戻未済持分	8	0
先物取引受入証拠金	-	-
先物取引差金勘定	-	-
借入商品債券	-	-
借入有価証券	-	-
売付商品債券	-	-
売付債券	-	-
金融派生商品	2	-
金融商品等受入担保金	3	3
リース債務	-	-
資産除去債務	138	140
その他の負債	1,349	1,019
代理業務勘定	-	-
賞与引当金	307	290
役員賞与引当金	-	-
退職給付引当金	2,661	2,067
役員退職慰勞引当金	126	44
睡眠預金払戻損失引当金	81	69
債務保証損失引当金	-	-
特別法上の引当金	-	-
金融商品取引責任準備金	-	-
繰延税金負債	-	-
再評価に係る繰延税金負債	510	510
債務保証	8	7
負債の部合計	1,157,965	1,170,618
出資金	3,242	3,237
普通出資金	3,242	3,237
優先出資金	-	-
優先出資申込証拠金	-	-
資本剰余金	-	-
資本準備金	-	-
その他資本剰余金	-	-
利益剰余金	50,549	51,516
利益準備金	3,334	3,334
その他利益剰余金	47,214	48,181
特別積立金	45,152	46,202
(特別積立金)	(1,450)	(1,450)
(機械化積立金)	(15,020)	(15,370)
(金利変動等準備積立金)	(16,928)	(17,278)
(配当準備積立金)	(760)	(760)
(経営基盤強化積立金)	(9,284)	(9,634)
(為替変動準備積立金)	(500)	(500)
(不動産更新準備積立金)	(1,000)	(1,000)
(社会貢献事業積立金)	(200)	(200)
(固定資産圧縮記帳積立金)	(10)	(10)
当期未処分剰余金	2,061	1,978
処分未済持分(△)	-	-
自己優先出資(△)	-	-
自己優先出資申込証拠金	-	-
会員勘定合計	53,791	54,753
その他有価証券評価差額金	△1,278	△3,250
繰延ヘッジ損益	0	2
土地再評価差額金	1,326	1,326
評価・換算差額等合計	48	△1,921
純資産の部合計	53,840	52,832
負債及び純資産の部合計	1,211,806	1,223,451

注記は46ページをご覧ください。

財務諸表

損益計算書

(単位:百万円)

科目	2023年度	2024年度
経常収益	14,267	15,056
資金運用収益	13,152	13,802
貸出金利息	11,622	12,004
預け金利息	799	925
買入手形利息	—	—
コールローン利息	—	—
買現先利息	—	—
債券貸借取引受入利息	—	—
有価証券利息配当金	503	642
金利スワップ受入利息	0	1
その他の受入利息	227	229
役務取引等収益	677	690
受入為替手数料	105	119
その他の役務収益	572	570
その他業務収益	398	496
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	44	0
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	353	496
その他経常収益	39	67
貸倒引当金戻入益	—	4
償却債権取立益	—	—
株式等売却益	14	14
金銭の信託運用益	4	4
その他の経常収益	20	43
経常費用	12,475	13,398
資金調達費用	227	753
預金利息	218	715
給付補填備金繰入額	—	—
譲渡性預金利息	2	8
借用金利息	0	26
売渡手形利息	—	—
コールマネー利息	—	—
売現先利息	—	—
債券貸借取引支払利息	—	—
コマーシャル・ペーパー利息	—	—
金利スワップ支払利息	5	2
その他の支払利息	—	0
役務取引等費用	3,053	3,296
支払為替手数料	629	656
その他の役務費用	2,423	2,639
その他業務費用	66	182
外国為替売買損	—	—
商品有価証券売却損	—	—
国債等債券売却損	64	151
国債等債券償還損	—	—
国債等債券償却	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の業務費用	2	31
経費	9,088	9,050
人件費	5,159	5,259
物件費	3,556	3,431
税金	371	358
その他経常費用	39	116
貸倒引当金繰入額	5	—
貸出金償却	—	—
株式等売却損	—	—
株式等償却	—	—
金銭の信託運用損	—	—
その他資産償却	16	27
退職手当金	17	82
その他の経常費用	0	7
経常利益	1,791	1,657
特別利益	—	—
固定資産処分益	—	—
負ののれん発生益	—	—
金融商品取引責任準備金取崩額	—	—
その他の特別利益	—	—
特別損失	131	184
固定資産処分損	20	130
減損損失	65	53
金融商品取引責任準備金繰入額	—	—
その他の特別損失	45	—

損益計算書(つづき)

(単位:百万円)

科目	2023年度	2024年度
税引前当期純利益	1,660	1,473
法人税、住民税及び事業税	486	193
法人税等調整額	△11	165
法人税等合計	475	359
当期純利益	1,185	1,113
繰越金(当期首残高)	876	865
土地再評価差額金取崩額	—	—
当期末処分剰余金	2,061	1,978

注1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。
 2. 子会社との取引による収益総額 7,339千円
 子会社との取引による費用総額 150,799千円
 3. 出資1口当たりの当期純利益金額 343円68銭
 4. 固定資産の重要な減損損失
 当事業年度において、以下の資産グループについて重要な減損損失を計上しています。

場所	用途	種類
南空知エリア	営業用店舗	建物
紋別出張所(旧店舗・跡地)	遊休資産	所有不動産

資産をグループ化した方法は、管理会計の最小単位である営業店単位を基本とし、キャッシュフローが相互補完的である連合店舗は連合店舗単位、エリア営業店舗はエリア単位としています。
 遊休資産については、各資産を最小単位としています。本部、事務センター等については、独立したキャッシュフローを生み出さないことから共用資産としています。
 営業キャッシュフローの減少および使用方法の変更等により投下資産の回収可能額が著しく低下した資産について、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額53,922千円を「減損損失」として計上しています。その内訳は、建物4,172千円、所有不動産49,749千円です。
 当該資産グループの回収可能価額は、路線価等市場価格を適切に反映している指標に基づいた正味売却価格により算定しています。
 以上

剰余金処分計算書

(単位:百万円)

科目	2023年度 (総会承認日 2024年6月25日)	2024年度 (総会承認日 2025年6月24日)
当期末処分剰余金	2,061	1,978
(うち当期純利益)	1,185	1,113
(うち前期繰越金)	876	865
(うち土地再評価差額金取崩額)	—	—
剰余金処分額	1,196	1,191
利益準備金	—	—
普通出資に対する配当金	(年3.0%)96	(年3.0%)96
優先出資に対する配当金	(年—%)—	(年—%)—
事業の利用分量に対する配当金	49	44
特別積立金	1,050	1,050
(金利変動等準備積立金)	(350)	(350)
(機械化積立金)	(350)	(350)
(経営基盤強化積立金)	(350)	(350)
繰越金(当期末残高)	865	787

以上の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書については、2025年5月22日に労働金庫法第41条の2第3項の規定に基づき会計監査人(監査法人ライトハウスの監査を受け、同日に監事の監査を受けています。

なお、貸借対照表、損益計算書は同年6月24日の総会に報告し、剰余金処分計算書は承認を受けています。

2024年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しています。

2025年6月25日
 北海道労働金庫 理事長 杉山元

財務諸表

2024年度貸借対照表(4ページ)の注記

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

- 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券の評価は、移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式の評価は移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っています。その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しています。なお、売買目的有価証券は保有していません。
- 金銭の信託の評価基準及び評価方法
有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っています。
- デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
- 有形固定資産の減価償却の方法
有形固定資産の減価償却は、当金庫の定める決算経理規程に基づき定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しています。
また、主な耐用年数は次のとおりです。
建物 8年～50年
その他 4年～25年

- 資産除去債務の計上基準
当金庫は、一部の営業用店舗等に関して不動産賃貸契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しています。この様な有形固定資産の除去に際する契約並びに法令上の義務に関して資産除去債務を計上しています。
資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は対象となる有形固定資産の法定耐用年数、割引率については資産除去の実施が予想される年限に対応する見積時点の割引前リスク・フリーレートを採用しています。
なお、個々の除去費用が少額な場合などにおいては、当金庫の規定に基づき金額の重要性を勘案し資産除去債務の会計処理の対象外としています。

当会計年度における資産除去債務の残高の推移は次のとおりです。

期首残高	138,516	千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—	
時の経過による調整額	2,033	
資産除去債務の履行による減少額	—	
当会計年度末残高	140,550	

- 無形固定資産の減価償却の方法
無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、当金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。
- 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建の資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- 貸倒引当金の計上基準
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 令和4年4月14日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しています。現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を計上しています。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しています。
- 賞与引当金の計上基準
賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しています。
- 退職給付引当金の計上基準
退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しています。
また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっています。過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりです。
(1)過去勤務費用
その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による定額法により損益処理
(2)数理計算上の差異
各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌事業年度から損益処理
なお、一般職・パートナー職員への退職慰労金、シニア嘱託職員への退職功労金の支払に備えるため、一般職・パートナー職員は一般職・パートナー職員退職金規程に基づき、シニア嘱託職員はシニア嘱託職員給与規程に基づき、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しています。

(追加情報)

- 当金庫は2024年11月に、2025年4月1日から職員の定年年齢を60歳から65歳に延長し、併せて退職金制度の変更(退職一時金と確定給付企業年金の支給時期を65歳とすること、退職一時金の一部を確定給付企業年金に移行すること等)を決定しました。この退職金制度の変更に伴い過去勤務費用540,735千円(退職給付債務の減少)が発生し、2024年度はこのうちの32,186千円を費用処理しています。
- 役員退職慰労引当金の計上基準
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しています。
 - 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しています。
 - ヘッジ会計の方法
金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和4年3月17日)に規定する繰延ヘッジによつて行っています。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しています。
 - 収益の計上方法
役員取引等収益は、役員提供の対価として受取る収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役員取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は送金、代金取立等の為替業務に基づく収益です。
為替業務及びその他の役員取引等に係る履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しています。有担保住宅ローン[すまいる上手]に係る不動産担保融資取扱手数料については、実質利息相当と見做し、固定金利特約期間と同様の3年分を期間按分して契約負債(前受収益)として計上しています。
 - 消費税及び地方消費税の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によつています。
ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等はその他の資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。
 - 有形固定資産の減価償却累計額 6,569,586千円
 - 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 94,020千円
 - 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 一十千円
 - 子会社等の株式(及び出資)総額 22,559千円
 - 子会社等に対する金銭債権総額 63,000千円
 - 子会社等に対する金銭債務総額 268,412千円
 - リース取引
業務用車輦等の一部を所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しています。なお、当金庫における所有権移転外ファイナンス・リース取引は、金額の重要性が乏しいと認められるため、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理をしています。
 - 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は1,952,512千円、危険債権額は2,868,472千円です。
なお、債権は、貸借対照表の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに欄外に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。
 - 三月以上延滞債権額
債権のうち、三月以上延滞債権額は773,369千円です。
なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。
 - 貸出条件緩和債権額
債権のうち、貸出条件緩和債権額はありません。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。
 - 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額並びに貸出条件緩和債権額の合計額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額並びに貸出条件緩和債権額の合計額は5,594,353千円です。
なお、24. から27. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
 - 担保に供している資産
当座借越契約及び内国為替決済保証金の担保として、定期預け金110,476,300千円を差し入れています。
また、その他の資産には、保証金217,880千円が含まれています。
 - 土地の再評価の方法と差額
土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日法律、法律第34号)に基

財務諸表

づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △1,138,664千円

30. 出資1口当たりの純資産額 16,316円91銭

31. 目的積立金

目的積立金は特別積立金に含めて記載しています。

32. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、貸出及び投資商品の販売などの金融サービス事業を行っており、これらの事業を行うため、市場の状況や長短のバランスを勘案しながら、預金積金及び譲渡性預金により資金調達を行っています。このように、当金庫では金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないよう、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っています。その一環として、デリバティブ取引も行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫は、事業地区内の個人を中心とした取引先に対する貸出金、及び金融機関への預け金の他、債券、投資信託及び株式などの有価証券を主たる金融資産として保有しており、これらはそれぞれ市場リスク、信用リスクに晒されています。

また、事業地区内の個人を中心とした取引先から受け入れている、預金積金及び譲渡性預金が主たる金融負債であり、これらは流動性リスクに晒されています。

デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引があります。当金庫では、これを金利の変動リスクに対するヘッジ手段として用いており、ヘッジ会計を適用しています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫では、与信信用リスク管理の基本方針として「クレジットポリシー」を定めています。その実効性を確保するため、「融資事務取扱要領」を制定するとともに、階層別の業務研修を行っています。さらには牽制機能を適切に発揮するため、営業推進部門から独立した審査部門が個別案件審査を行う体制としています。加えて、資産内容の実態を適切に評価し、それに適合した償却・引当を実施するため、「資産査定規程」に基づき定期的に資産査定を実施しています。資産査定は、審査及び与信管理部門とリスク管理部門が貸出金等の全ての資産に対する査定を実施し、全ての部門から独立した内部監査部門が監査を実施しています。

また、有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関して、リスク管理部門が、定期的に格付や時価を把握することで管理しています。

信用リスクの管理状況については、常勤役員を中心として構成される経営管理委員会に定期的に報告され、必要な対応等について協議の上、常務会及び理事会に報告しています。さらに重要な事項については、常務会及び理事会において協議・決定することとしており、信用リスク管理に経営陣が直接関与することで、より実効性を確保する体制としています。

② 市場リスクの管理

a. 金利リスク及び価格変動リスクの管理

当金庫は、「リスク管理方針」「リスク管理規程」において、リスク管理方法や手続等を規定しており、統計的手法であるバリュエーション・アット・リスク(VaR)を用いて金利リスク及び価格変動リスクを計測し、理事会で決定したリスク限度額の範囲内となるよう管理を行うとともに、バック・テストを定例実施し、計測手法の有効性を検証しています。

月次で実施している計測の結果については、常勤役員を中心として構成される経営管理委員会に定期的に報告され、必要な対応等について協議の上、常務会及び理事会に報告しています。さらに重要な事項については、常務会及び理事会において協議・決定することとしており、金利リスク管理及び価格変動リスク管理に経営陣が直接関与することで、より実効性を確保する体制としています。

なお、ALMにより、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップのデリバティブ取引も行っています。

b. デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジの有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、「リスク管理方針」「リスク管理規程」「ヘッジ取引要領」に基づき実施しています。

デリバティブの取引状況については、定期的に経営管理委員会へ報告及び協議の上、常務会及び理事会に報告しており、デリバティブ取引に関するリスク管理に経営陣が直接関与することで、より実効性を確保する体制としています。

c. 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、金融資産及び金融負債全体の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。

当金庫のVaRは、分散共分散法(保有期間:「預金・貸出金・預け金・デリバティブ取引」は120日、「有価証券」は20日、信頼区

間:99%〔「有価証券」は信頼区間99.9%〕、観測期間:金利リスクは5年間、価格リスクは3年間)により算出しており、令和7年3月31日現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で8,454,813千円です。流動性預金のVaRについては、滞留期間を考慮したコア預金内部モデルを用いて算出しています。定期性預金・住宅ローンのVaRについては、過去の実績に基づくプリペイメント(期限前返済)モデルを用いて算出しています。

なお、当金庫では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバック・テストを定例的に実施し、計測手法の有効性を検証しています。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して適時に資金管理を行う他、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短のバランスの調整などによって、流動性リスクを管理しています。

流動性リスクの管理状況については、定期的に経営管理委員会へ報告及び協議の上、常務会及び理事会に報告しており、流動性リスク管理に経営陣が直接関与することで、より実効性を確保する体制としています。

33. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は次表に含めていません(注2)参照)。

	貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 預け金	221,171,642	220,730,270	△441,372
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	16,965,946	16,684,863	△281,083
その他の有価証券(*1)	92,346,108	92,346,108	—
(3) 貸出金			
貸倒引当金(*2)	△1,406	—	△1,406
	866,762,318	866,258,899	△503,418
金融資産 計	1,197,246,015	1,196,020,141	△1,225,873
(1) 預金積金	1,065,252,741	1,065,061,820	△190,920
(2) 譲渡性預金	24,064,571	24,051,933	△12,637
(3) 借入金	76,013,517	76,147,648	134,131
金融負債 計	1,165,330,829	1,165,261,402	△69,427
デリバティブ取引(*3)			
ヘッジ会計が適用 されていないもの	—	—	—
ヘッジ会計が適用さ れているもの(*4)	3,467	3,467	—
デリバティブ取引 計	3,467	3,467	—

(*1)「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)第24-9項の取扱いを適用した投資信託が含まれています。

(*2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(*3)その他の資産、その他の負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しています。デリバティブ取引によって生じた正味の債権、債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で表示しています。

(*4)ヘッジ対象である貸出金等のキャッシュ・フローの固定化のためにヘッジ手段として指定した金利スワップ等であり、主に繰延ヘッジを適用しています。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。また、満期がある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け入れを行った場合に想定される適用金利で割引いた現在価値を算定しています。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または取引金融機関などから提示された価格によっています。投資信託は、取引所の価格または公表されている基準価額によっています。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映するため、貸出実行後において貸出先の信用状態に大きな変動がない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

固定金利によるものは、貸出金の種類、残存期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割引いて時価を算定しています。なお、約定期間が短期(1年以内)のもの、及び貸出を担保資産の範囲内に限るなど、その特性から返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等より時価が帳簿価額と近似していると想定されることから、当該帳簿価額を時価としています。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値または担保及び保証による回収見込額等に基づき個別に貸倒引当金を見積もっているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から個別貸倒引当金計上額を控除した額に近似していると想定されることから、当該価額を時価としています。

財務諸表

金融負債

(1) 預金積金、及び(2) 譲渡性預金

要求預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価としています。また、定期預金の時価は、残存期間ごとに区分した上で、将来のキャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定しており、その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いています。

(3) 借入金

借入金については、残存期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しています。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利スワップ)であり、取引所の価格、割引現在価値等により算出した価額によっています。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれていません。

区 分	貸借対照表計上額(千円)
非上場株式(*1)	6,100
子会社株式(*1)	22,559
労働金庫連合会出資金(*2)	6,300,000
合 計	6,328,659

(*1) 非上場株式及び子会社株式については、市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号)第5項に従い、時価開示の対象としていません。

(*2) 労働金庫連合会出資金については、市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号)第5項に従い、時価開示の対象としていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	104,396,242	116,775,400	-	-
有価証券				
満期保有目的の債券	1,499,586	15,466,360	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの	1,802,878	37,377,517	49,287,766	439,200
貸出金(*1)	61,843,936	174,799,139	175,378,062	454,742,585
合 計	169,542,644	344,418,417	224,665,828	455,181,785

(*1) 貸出金には、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないものを含んでいます。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(*1)	685,791,201	363,927,843	15,533,696	-
譲渡性預金	21,402,571	1,662,000	1,000,000	-
借入金	24,500,325	50,014,500	23,500	1,475,192
合 計	731,694,097	415,604,343	16,557,196	1,475,192

(*1) 預金積金のうち、要求預金は「1年以内」に含めています。

34. 有価証券の時価、評価差額に関する事項

有価証券の時価、評価差額に関する事項は次のとおりです。これらには、貸借対照表の「国債」「地方債」「短期社債」「社債」「外国証券」「投資信託」「株式」が含まれています(以下、38. まで同様)。

なお、市場価格のない株式等については次表に含めていません(33.(注2)参照)。

(1) 売買目的有価証券

当事業年度の損益に含まれた評価差額 -千円

(2) 満期保有目的の債券

	種 類	貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	-	-	-
	地 方 債	-	-	-
	短期社債	1,499,586	1,499,700	113
	社 債	216,360	216,468	108
	外国証券	-	-	-
	そ の 他	-	-	-
	小 計	1,715,946	1,716,168	221
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	-	-	-
	地 方 債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社 債	-	-	-
	外国証券	15,250,000	14,968,695	△281,305
	そ の 他	-	-	-
	小 計	15,250,000	14,968,695	△281,305
合 計		16,965,946	16,684,863	△281,083

(3) その他有価証券

	種 類	貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	-	-	-
	債 券	306,930	300,000	6,930
	国 債	-	-	-
	地 方 債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社 債	306,930	300,000	6,930
	外国証券	-	-	-
	投資信託	3,319,731	2,767,915	551,816
	そ の 他	-	-	-
		小 計	3,626,661	3,067,915
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	-	-	-
	債 券	88,600,432	93,688,389	△5,087,957
	国 債	22,669,100	24,197,274	△1,528,174
	地 方 債	8,583,953	9,160,000	△576,046
	短期社債	-	-	-
	社 債	53,610,956	56,531,114	△2,920,157
	外国証券	3,736,422	3,800,000	△63,578
	投資信託	119,015	123,165	△4,150
	そ の 他	-	-	-
		小 計	88,719,447	93,811,554
合 計		92,346,108	96,879,469	△4,533,361

35. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当はありません。

36. 当事業年度中に売却したその他有価証券

種 類	売却額(千円)	売却益の合計(千円)	売却損の合計(千円)
株 式	-	-	-
債 券	3,765,776	-	151,027
国 債	3,765,776	-	151,027
地 方 債	-	-	-
短期社債	-	-	-
社 債	-	-	-
外国証券	-	-	-
投資信託	85,831	14,294	-
そ の 他	-	-	-
合 計	3,851,607	14,294	151,027

37. 保有目的を変更した有価証券

該当はありません。

38. 減損処理を行った有価証券

該当はありません。

39. 金銭の信託の保有目的別内訳

(1) 運用目的の金銭の信託

該当はありません。

(2) 満期保有目的の金銭の信託

	貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの(千円)	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの(千円)
満期保有目的の金銭の信託	1,000,000	1,000,000	-	-	-

(3) その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

該当はありません。

40. 有価証券の貸付

無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、国債に5,625,900千円含まれています。

41. 当座貸越契約等

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であり、これらの契約に係る融資未実行残高は119,872,697千円です。このうち任意の時期に無条件で取消可能なものは29,712,070千円です。

これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。

また、契約時において、必要に応じ不動産等の担保を徴求するほか、予め定めている庫内手続きに基づき、契約後も必要に応じて契約の見直しをするなど、債権保全上の措置等を講じています。

なお、総合口座は定期預金を担保として債権保全上の措置を行う契約であり、未実行残高は上記の金額のうち90,160,627千円です。

42. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生時の主な原因別の内訳
繰延税金資産及び繰延税金負債の発生時の主な原因別の内訳は、それ

財務諸表

それ次のとおりです。

繰延税金資産		
退職給付引当金損金算入限度超過額	585,072	千円
減価償却の償却限度超過額	121,639	
その他	1,691,409	
繰延税金資産小計	2,398,121	
評価性引当額	△171,219	
繰延税金資産合計	2,226,902	
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額	158,125	
有形固定資産(除去資産減価償却超過額)	16,779	
固定資産圧縮積立額	4,187	
その他	955	
繰延税金負債合計	180,047	
繰延税金資産の純額	2,046,854	千円

43. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.6%から、令和8年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については28.3%となります。

44. 契約資産、顧客との契約から生じた債権、契約負債

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産と区分表示していません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ次のとおりです。

契約資産	-	千円
顧客との契約から生じた債権	-	千円
契約負債	83,477	千円

45. 重要な会計上の見積り

固定資産の減損

(1) 当事業年度に係る財務諸表に計上した額

有形固定資産 53,922 千円

(2) 翌年度の財務諸表に与える影響

有形固定資産については、営業店単位でグルーピングを行い、資産グループ毎に将来収支を見積もって減損の要否を判定しています。

また、グルーピングされた資産グループのうち減損の兆候があると判定したものについては、資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較し、前者が後者を下回る場合は、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として認識しています。将来キャッシュ・フローは収支シミュレーションに基づいて算出しています。

将来の経済情勢や収支環境等の変化により、資産グループの将来収支が見積りよりも下方修正された場合、新たな減損損失が発生し、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

以 上

資産内容の開示

》資産査定に係る各種基準の比較

当金庫の「資産査定に係る債務者区分」「償却・引当基準」「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権区分」「労働金庫法に基づく開示債権」の各種基準を比較すると以下のとおりとなります。

(単位:百万円)

資産査定に係る債務者区分		ろうきんの償却・引当基準			債権の区分(労働金庫法及び金融再生法に基づく開示)	
区分単位	債務者単位	区分単位	債務者単位		区分単位	債務者単位
対象債権	債権	対象債権	債権		対象債権	総与信
定義	労働金庫の資産査定規程	定義	処理基準	労働金庫の資産査定規程	定義	労働金庫法及び金融再生法
債務者区分	債務者区分	分類			債権区分	
破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者 370	IV分類	全額を直接償却、あるいは個別貸倒引当金に繰入れる。 2		破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (注2) 破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由によって経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権	1,953※
		III分類	全額を個別貸倒引当金に繰入れる。 -			
		非・II分類	368			
実質破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが不確実であると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者 1,677	IV分類	全額を直接償却、あるいは個別貸倒引当金に繰入れる。 100		危険債権	2,868※
		III分類	全額を個別貸倒引当金に繰入れる。 -			
		非・II分類	1,577			
破綻懸念先	現状、経営破綻の状態にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者 2,868	III分類	必要額(予想損失率により今後3年間の予想損失額を見積る場合もある。)を個別貸倒引当金に繰入れる。 -		要管理債権(債権単位) 三月以上延滞債権 貸出条件緩和債権	773※
		非・II分類	2,868			
要注意先	金利減免・利息棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済もしくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者 3,755	非・II分類	過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した予想損失率等及び個別の状況を勘案し算出した引当額を一般貸倒引当金に繰入れる。	795	元または利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金	-
		要管理債権以外(注1)	非・II分類	2,960	債務者の財政状態及び経営成績に特に問題のないものとして、要管理債権、危険債権、破産更生債権及びこれらに準ずる債権以外のものに区分される債権	
正常先	業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者 854,137	非分類	過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した予想損失率等に基づいた引当額を一般貸倒引当金に繰入れる。 2,960	2,960	正常債権(注3)	861,616※
その他	国及び地方公共団体に対する債権及び被管理金融機関に対する債権 4,496	-	引当は行わない。	4,496		

※単位未満四捨五入

(注1) 要管理債権を有する債務者の、三月以上延滞債権あるいは貸出条件緩和債権以外の債権が、これに該当します。これらと要管理債権を合計したものが、要管理先です。

(注2) 償却・引当基準との差は、直接償却額分です。

(注3) 総与信のうち要管理債権に係る貸出金以外の債権(未収利息等)については、正常債権に含まれます。

資産内容の開示

労働金庫法に基づく開示債権及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権

2025年3月31日現在の開示債権等の状況は以下のとおりです。

開示債権及び同債権に対する保全状況

(単位:百万円、%)

区分	2023年度末	2024年度末
労働金庫法及び金融再生法上の開示債権(A)	5,236	5,594
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,056	1,953
危険債権	2,820	2,868
要管理債権	360	773
三月以上延滞債権	360	773
貸出条件緩和債権	-	-
保全額(B)	5,236	5,594
担保・保証等による回収見込み額	5,129	5,587
貸倒引当金	106	7
保全率(B)/(A)(%)	100.00	100.00
正常債権(C)	838,876	861,616
総与信残高(D)=(A)+(C)	844,111	867,211
労働金庫法及び金融再生法上の開示債権比率(A)/(D)(%)	0.62	0.64

*金額は単位未満を四捨五入、金額は決算後(償却後)計数です。

*比率は表上の数値で算出し、保全率は100%を上限に記載しています。

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは

総与信額(貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目)のうち、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由によって経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権のことです。

「危険債権」とは

総与信額(貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目)のうち、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化して契約に従った債権の元本の回収と利息の受取りができない可能性が高い債権のことで、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しないものです。

「要管理債権」とは

上記の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」を除いた「三月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額のことです。

「三月以上延滞債権」とは

元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」並びに「危険債権」に該当しないものです。

「貸出条件緩和債権」とは

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免や利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しないものです。

貸し出したお金は回収されることを前提としている点で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と異なります。

「正常債権」とは

総与信額(貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目)のうち、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権のことで、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。

「担保・保証等による回収見込み額」とは

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権(「三月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」)」のうち、預金、有価証券及び不動産等の確実な担保並びに保証機関等の確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。

「貸倒引当金」とは

将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことで、「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示(△)します。

「個別貸倒引当金」とは「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」について、債務者の資産状況や支払い能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部又は全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のことです。

「一般貸倒引当金」とは、「要管理債権(「三月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」)」について、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金のことです。

なお、引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

経営指標

主要な事業の状況を示す指標

(単位:百万円)

項目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
経常収益	14,194	14,005	14,080	14,267	15,056
経常利益	1,789	1,584	1,851	1,791	1,657
当期純利益	1,194	1,162	1,262	1,185	1,113
純資産額	52,003	52,658	52,909	53,840	52,832
総資産額	1,130,405	1,157,142	1,197,305	1,211,806	1,223,451
預金積金残高	1,034,937	1,062,537	1,074,601	1,077,838	1,065,252
貸出金残高	759,648	784,491	811,939	842,924	866,763
有価証券残高	103,019	107,253	110,361	108,487	109,340
出資総額	3,257	3,250	3,246	3,242	3,237
出資総口数(口)	3,257,868	3,250,027	3,246,572	3,242,623	3,237,914
出資に対する配当金	130	129	113	96	96
職員数(人)	722	718	711	707	700
単体自己資本比率(%)	8.69	8.53	8.55	8.55	9.16

- (注)1. 貸借対照表関係の項目については、各年度の期末残高を記載しています。
 なお、預金積金残高には譲渡性預金を含んでいません。
 2. 当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号)」に基づき、自己資本比率を算定しています。
 2024年度末においては、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件(令和6年1月31日金融庁・厚生労働省告示第1号)」を適用しています。なお、当金庫は国内基準を採用しています。

主要な業務の状況を示す指標

(単位:百万円、%)

項目	2023年度	2024年度
業務粗利益	10,881	10,758
業務粗利益率	0.90	0.89
業務純益	1,684	1,529
実質業務純益	1,684	1,529
コア業務純益	1,704	1,680
コア業務純益(投資信託解約損益を除く)	1,704	1,680
資金運用収支	12,924	13,049
役務取引等収支	△2,375	△2,606
その他業務収支	331	314
資金運用勘定平均残高	1,197,585	1,204,215
資金運用収益(受取利息)	13,152	13,802
資金運用収益増減(△)額	313	650
資金運用利回り	1.09	1.14
資金調達勘定平均残高	1,152,751	1,159,964
資金調達費用(支払利息)	227	753
資金調達費用増減(△)額	△32	525
資金調達利回り	0.01	0.06
資金調達原価率	0.81	0.86
総資金利鞘	0.28	0.28
総資産経常利益率	0.14	0.13
総資産当期純利益率	0.09	0.09
総資産業務純益率	0.13	0.12
純資産経常利益率	3.33	3.14
純資産当期純利益率	2.20	2.11
純資産業務純益率	3.13	2.90

- (注)1. 「業務粗利益」とは、預金、貸出金、有価証券などの利息収支を示す「資金利益」、各種手数料などの収支を示す「役務取引等利益」、債券などの売買益を示す「その他業務利益」の合計です。

$$\text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

2. 「業務純益」とは、「業務粗利益」から、「貸倒引当金繰入額」および「経費」を控除したもので、金融機関の基本的な業務の成果を示すといわれる利益指標です。なお、業務純益から控除する「貸倒引当金繰入額」は、貸倒引当金が全体として繰入超過の場合、個別貸倒引当金繰入額(または取崩額)を除きます。また、同じく「経費」は、退職給付費用のうち数理計算上の差異の償却額など臨時的な経費等を除きます。
 3. 「実質業務純益」とは、業務純益に一般貸倒引当金繰入額を加えた利益指標です。
 4. 「コア業務純益」とは、実質業務純益から国債等債券関係損益による一時的な変動要因を除いた利益指標です。
 5. 「コア業務純益(投資信託解約損益を除く)」とは、コア業務純益から投資信託解約損益を除いた利益指標です。
 6. 利益率・純益率

$$\begin{aligned} & \text{総資産(純)利益率} \\ & \text{(又は純益率)} \\ & = \frac{\text{(純)利益(又は純益)}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{純資産(純)利益率} \\ & \text{(又は純益率)} \\ & = \frac{\text{(純)利益(又は純益)}}{\text{純資産(外部流出を除く)期末残高}} \times 100 \end{aligned}$$

純資産の内訳

(単位:百万円)

項目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
純資産	52,003	52,658	52,909	53,840	52,832
出資金	3,257	3,250	3,246	3,242	3,237
資本剰余金	-	-	-	-	-
利益剰余金	47,410	48,443	49,531	50,549	51,516
利益準備金	3,334	3,334	3,334	3,334	3,334
その他利益剰余金	44,076	45,109	46,196	47,214	48,181
特別積立金	42,032	43,052	44,102	45,152	46,202
(特別積立金)	(1,450)	(1,450)	(1,450)	(1,450)	(1,450)
(金利変動等準備積立金)	(15,878)	(16,228)	(16,578)	(16,928)	(17,278)
(機械化積立金)	(13,970)	(14,320)	(14,670)	(15,020)	(15,370)
(配当準備積立金)	(760)	(760)	(760)	(760)	(760)
(経営基盤強化積立金)	(8,234)	(8,584)	(8,934)	(9,284)	(9,634)
(為替変動準備積立金)	(500)	(500)	(500)	(500)	(500)
(不動産更新準備積立金)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)
(社会貢献事業積立金)	(200)	(200)	(200)	(200)	(200)
(金庫創立70周年記念事業積立金)	(40)	-	-	-	-
(固定資産圧縮記帳積立金)	-	(10)	(10)	(10)	(10)
当期末処分剰余金	2,044	2,056	2,093	2,061	1,978
その他有価証券評価差額金	23	△392	△1,191	△1,278	△3,250
繰延ヘッジ損益	△16	29	△3	0	2
土地再評価差額金	1,328	1,327	1,326	1,326	1,326

預金に関する指標

▶▶ 預金科目別残高 (期末残高)

(単位:百万円)

項目	2023年度末				2024年度末			
	個人	法人			個人	法人		
		公金預金	金融機関預金	その他預金		公金預金	金融機関預金	その他預金
当座預金	—	—	—	199	—	—	—	167
普通預金	414,542	1,097	3	27,609	418,926	1,085	3	27,308
貯蓄預金	2,076	—	—	—	1,986	—	—	—
通知預金	—	—	—	—	—	—	—	—
別段預金	—	49	2	265	—	42	4	864
納税準備預金	—	—	—	—	—	—	—	—
定期預金	603,263	3,378	3,917	21,432	585,762	3,467	4,452	21,181
定期積金	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	1,019,882	4,526	3,922	49,507	1,006,675	4,595	4,460	49,521

▶▶ 預金者別内訳 (期末残高)

(単位:百万円、%)

項目	2023年度末		2024年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
団体会員	882,693	81.89	863,394	81.05
民間労働組合	178,852	16.59	178,575	16.76
民間以外の労働組合及び公務員団体	575,038	53.35	559,253	52.50
消費生活協同組合・同連合会	8,254	0.76	8,642	0.81
その他の団体	120,546	11.18	116,923	10.97
(うち間接構成員)	(844,635)	(78.36)	(824,984)	(77.44)
個人会員	10,549	0.97	9,786	0.91
国・地方公共団体・非営利法人	6,469	0.60	6,375	0.59
一般員外(a)	178,126	16.52	185,696	17.43
合計	1,077,838	100.00	1,065,252	100.00

(注)当金庫は、下表のとおり譲渡性預金を含む一般員外預金残高の対総預金残高比率が、労働金庫法施行令第1条の4第2項に定められた「100分の10」以上であることにより労働金庫法第32条第4項に基づく「会員等以外の者からの監事の選任」を行い、また、労働金庫法施行令第1条の7第2項に定められた「100分の10」以上であることにより同法第41条の2第3項に基づく「会計監査人の監査」を受けております。

(単位:百万円)

項目	2023年度末	2024年度末
一般員外譲渡性預金(b)	500	600
一般員外預金計(c):(上表の(a)+(b))	178,626	186,296
譲渡性預金を含む総預金残高(d)	1,101,545	1,089,317
一般員外預金比率(c)/(d)×100	16.21%	17.10%

▶▶ 預金種類別内訳 (平均残高)

(単位:百万円)

項目	2023年度	2024年度
流動性預金	443,008	451,826
定期性預金	644,584	626,480
譲渡性預金	20,475	26,600
その他の預金	—	—
合計	1,108,068	1,104,907

▶▶ 財形貯蓄残高 (期末残高)

(単位:百万円、%)

項目	2023年度末		2024年度末	
	金額	預金に占める割合	金額	預金に占める割合
一般財形	120,739	9.51	116,215	9.30
財形年金	42,315	3.33	39,768	3.18
財形住宅	4,856	0.38	4,345	0.34
合計	167,910	13.22	160,329	12.83

▶▶ 定期預金の固定金利・変動金利別内訳 (期末残高)

(単位:百万円)

項目	2023年度末	2024年度末
固定金利定期預金	631,779	614,632
変動金利定期預金	212	231
合計	631,992	614,864

貸出金等に関する指標

▶▶ 貸出金科目別内訳 (平均残高)

(単位:百万円)

項目	2023年度	2024年度
手形貸付	772	858
証書貸付	812,921	839,502
当座貸越	12,949	13,087
割引手形	-	-
合計	826,642	853,449

▶▶ 貸出金の固定金利・変動金利別内訳

(期末残高)

(単位:百万円)

項目	2023年度末	2024年度末
固定金利貸出金	175,360	171,641
変動金利貸出金	667,563	695,121
合計	842,924	866,763

(注)手形貸付、当座貸越については、「固定金利貸出金」に含んでいます。

▶▶ 貸出金担保種類別内訳 (期末残高)

(単位:百万円)

項目	2023年度末	2024年度末
当金庫預金積金	2,065	2,331
有価証券	-	-
動産	-	-
不動産	109,786	97,641
その他	-	-
小計	111,851	99,973
保証	724,890	762,104
信用	6,182	4,685
合計	842,924	866,763

▶▶ 債務保証見返勘定の担保種類別内訳

(期末残高)

(単位:百万円)

項目	2023年度末	2024年度末
当金庫預金積金	-	-
有価証券	-	-
動産	-	-
不動産	-	-
その他	-	-
小計	-	-
保証	8	6
信用	0	0
合計	8	6

▶▶ 預貸率

(単位:%)

項目	2023年度	2024年度
預貸率(期末値)	76.52	79.56
預貸率(期中平均値)	74.60	77.24

▶▶ 貸出金使途別内訳 (期末残高)

(単位:百万円、%)

項目	2023年度末		2024年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
貸金手当対策資金	-	-	-	-
生活資金	84,601	10.03	87,323	10.07
カードローン	9,727	1.15	9,980	1.15
教育ローン	13,346	1.58	13,802	1.59
その他	61,526	7.29	63,540	7.33
福利共済資金	6,090	0.72	4,623	0.53
運営資金	690	0.08	2,379	0.27
設備資金	-	-	-	-
生協資金	47	(0.00)	46	(0.00)
運営資金	-	-	-	-
設備資金	-	-	-	-
住宅資金	751,475	89.15	772,389	89.11
一般住宅資金	19	0.00	-	-
住宅事業資金	-	-	-	-
合計	842,924	100.00	866,763	100.00

▶▶ 貸出金貸出先別・業種別内訳 (期末残高)

(単位:百万円、%)

項目	2023年度末		2024年度末		
	金額	構成比	金額	構成比	
民間労働組合	235,437	27.93	239,617	27.64	
民間以外の労働組合及び公務員団体	177,412	21.04	176,522	20.36	
消費生活協同組合及び同連合会	208,651	24.75	233,282	26.91	
その他の団体	200,087	23.73	196,703	22.69	
《うち間接構成員》	《820,714》	《97.36》	《843,700》	《97.33》	
上記に所属しない個人会員	125	0.01	98	0.01	
会員等計	821,713	97.48	846,224	97.63	
預金積金担保貸出	210	0.02	207	0.02	
その他	21,000	2.49	20,331	2.34	
業種別内訳	製造業	-	-	-	
	農業、林業	-	-	-	
	漁業	-	-	-	
	鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	
	建設業	-	-	-	
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	
	情報通信業	-	-	-	
	運輸業、郵便業	-	-	-	
	卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	-	-	-	
	金融業、保険業	-	-	-	
	不動産業、物品賃貸業	-	-	-	
	医療、福祉	121	(0.01)	129	(0.01)
	サービス業	6	(0.00)	-	-
	国・地方公共団体	5,847	(0.69)	4,495	(0.51)
	個人	15,026	(1.78)	15,705	(1.81)
	その他	-	-	-	
会員外計	21,211	2.51	20,539	2.36	
合計	842,924	100.00	866,763	100.00	

有価証券に関する指標

商品有価証券の種類別の平均残高

当金庫では、国債をお客様に商品として販売しています。しかし、既に発行された国債などの有価証券を「商品有価証券」として手持ち在庫にかかえる売買業務、いわゆるディーリングは行っていません。

有価証券の種類別・残存期間別の残高 (単位:百万円)

項目	計	期間の定めなし				
		1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	
国債	2023年度末	25,880	—	—	—	475
	2024年度末	22,669	—	—	3,812	439
地方債	2023年度末	8,954	—	—	—	8,954
	2024年度末	8,583	—	—	948	7,635
短期社債	2023年度末	—	—	—	—	—
	2024年度末	1,499	—	1,499	—	—
社債	2023年度末	47,310	—	910	19,069	27,330
	2024年度末	54,134	—	1,503	29,395	23,235
貸付信託	2023年度末	—	—	—	—	—
	2024年度末	—	—	—	—	—
投資信託	2023年度末	3,134	3,134	—	—	—
	2024年度末	3,442	3,442	—	—	—
株式	2023年度末	28	28	—	—	—
	2024年度末	28	28	—	—	—
外国証券	2023年度末	23,179	—	8,781	14,397	—
	2024年度末	18,986	—	299	18,687	—
その他の証券	2023年度末	—	—	—	—	—
	2024年度末	—	—	—	—	—
合計	2023年度末	108,487	3,162	9,692	33,467	61,690
	2024年度末	109,344	3,471	3,302	52,843	49,287

有価証券の種類別の平均残高 (単位:百万円、%)

項目	2023年度		2024年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
国債	27,257	24.17	25,755	22.04
地方債	9,211	8.17	9,170	7.85
短期社債	—	—	5,427	4.64
社債	51,009	45.24	52,274	44.74
貸付信託	—	—	—	—
投資信託	1,968	1.74	2,630	2.25
株式	28	0.02	28	0.02
外国証券	23,265	20.63	21,535	18.43
その他の証券	—	—	—	—
合計	112,741	100.00	116,822	100.00

(注) 社債には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債、新株予約権付社債等が含まれます。

預証率 (単位:%)

項目	2023年度	2024年度
預証率(期末値)	9.84	10.03
預証率(期中平均値)	10.17	10.57

有価証券の時価情報

ろうきんでは、預金の形でお預りした資金を主として住宅ローンや教育ローンなどで活用して勤労者の借入ニーズに対応していますが、その資金の一部については、国債等の有価証券の購入に充てています。これらの有価証券については、毎決算期にその価格を適正に評価し、財務諸表に反映させています。当金庫は、保有する有価証券をはじめとする金融商品について金融商品会計基準に基づく時価会計を実施しています。金融商品の時価に関する情報は、貸借対照表注記をご覧ください。なお、時価会計をふまえた貸借対照表計上額は、あくまでも2024年3月末現在の状況であり、今後、変動することも想定されます。確定(実現)した損益でないものが含まれていることをご理解ください。

1. 売買目的有価証券 (単位:百万円)

項目	2023年度末		2024年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	—	—	—	—

2. 満期保有目的の債券 (単位:百万円)

項目	2023年度末			2024年度末		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	1,499	1,499
	社債	254	258	4	216	216
	外国証券	500	501	1	—	—
	その他	—	—	—	—	—
小計	754	760	5	1,715	1,716	
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—
	外国証券	11,405	11,325	△80	15,250	14,968
	その他	—	—	—	—	—
小計	11,405	11,325	△80	15,250	14,968	
合計	12,159	12,085	△74	16,965	16,684	

(注) 1. 時価は、事業年度末における市場価格等に基づいています。
2. 社債には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債、新株予約権付社債等が含まれます。
3. 市場価格のない株式等は、本表には含めていません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (単位:百万円)

項目	2023年度末			2024年度末		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
子会社・子法人等株式	—	—	—	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—

(注) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は市場価格のない株式等であるため、下記5.に記載しています。

4. その他有価証券 (単位:百万円)

項目	2023年度末			2024年度末		
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—	—	—
	債券	—	—	—	—	—
	国債	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—
	社債	4,015	4,000	15	306	300
外国証券	—	—	—	—	—	
その他	3,029	2,352	676	3,319	2,767	
小計	7,045	6,352	692	3,626	3,067	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—	—	—
	債券	—	—	—	—	—
	国債	25,880	26,650	△769	22,669	24,197
	地方債	8,954	9,200	△245	8,583	9,160
	短期社債	—	—	—	—	—
	社債	43,040	44,410	△1,369	53,610	56,531
外国証券	11,274	11,347	△73	3,736	3,800	
その他	104	104	0	119	123	
小計	89,254	91,712	△2,457	88,719	93,811	
合計	96,299	98,065	△1,765	92,346	96,879	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものです。
2. 社債には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債、新株予約権付社債等が含まれます。
3. 市場価格のない株式等は、本表には含めていません。

5. 市場価格のない株式等の主な内容および貸借対照表計上額 (単位:百万円)

項目	2023年度末	2024年度末
子会社・子法人等株式	22	22
関連法人等株式	—	—
非上場株式	6	6
労働金庫連合会出資金	6,300	6,300
合計	6,328	6,328

(注) 表中の労働金庫連合会出資金は、貸借対照表の「その他資産」科目に計上しています。

その他業務

》》金銭の信託の時価情報

(単位:百万円)

	2023年度末		2024年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額
満期保有目的の金銭の信託	1,566	-	1,000	-

(注)1. 貸借対照表計上額は、取得原価としています(「金融商品会計に関する実務指針」第64項)。
2. 「運用目的の金銭の信託」及び「その他の金銭の信託」はありません。

》》金融先物取引等・先物外国為替取引等

金融先物取引・先物外国為替取引等はありません。

》》デリバティブ取引情報

「当金庫のデリバティブへの取組み姿勢等」について

●「デリバティブ取引」とは

「デリバティブ」(金融派生商品)取引とは、金利や為替・有価証券などの本来の金融商品から派生した取引で、金融機関や一般企業で広く利用されています。

●デリバティブ取引の目的

当金庫では、主に保有している金融資産や負債についての将来の金利変動などによる損失を回避するため、一定の範囲でデリバティブ取引を活用しています。

●デリバティブ取引の取組みの情報

当金庫では、将来の金利変動リスクを軽減するため、金利スワップ取引を実施しています。

●デリバティブ取引のリスク管理体制

当金庫では、「リスク管理方針」「資金運用規程」等によって、デリバティブ取引に関する運用方針や取引種類ごとの取扱基準を定め、それらに基づいた運用を行っています。運用状況については、定期的に経営管理委員会に報告及び協議の上、常務会及び理事会に報告しています。

今後とも相互牽制機能が働く運用体制と厳格なリスク管理体制の強化に向け、一層の体制整備に努めてまいります。

●デリバティブ取引の時価等

デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計が適用されていない取引は下表の通りです。

1. 金利関連取引

(単位:百万円)

項目	2023年度末	2024年度末
金利関連取引	該当ありません。	該当ありません。

(注)日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引については、上記記載の対象から除いています。

2. 通貨関連取引、株式関連取引、債券関連取引、商品関連取引、クレジット・デリバティブ取引

該当する取引の取扱いはありません。

●スワップ

将来の特定期間にわたりあらかじめ決められた条件でキャッシュフローを交換する取引のことです。同一通貨建て種類の異なる金利相当額を交換する金利スワップと、異なる通貨間の金利と元本を交換する通貨スワップがあります。当金庫では、固定金利型住宅ローンの取扱いに伴う、金利変動リスクを避けるためにスワップを利用しています。

●オプション

あらかじめ定められた一定条件のもとで、債券、株式、通貨などを将来の決められた期日までにその時の市場価格に関係なくあらかじめ決められた特定の価格で買う権利、または売る権利を売買する取引をオプション取引といいます。

●クレジット・デリバティブ

対象となる債券取引等の相手方の信用(倒産等による不履行=デフォルト)リスクを回避するために行われるオプション取引の一種で、当該相手方のデフォルト時に補償を受ける権利を買う「プロテクション購入」と、デフォルト時に補償する権利を売る「プロテクション売却」があります。

》》公共債窓口販売実績

(単位:千円)

項目	2023年度	2024年度
国債	6,827,840	6,894,590

》》投資信託窓口販売実績

(単位:千円)

項目	2023年度	2024年度
投資信託	3,699,357	2,015,964

》》内国為替取扱実績

(単位:件)

項目	区分	2023年度	2024年度
送金・振込	各地へ向けた分	630,479	666,628
	各地より受けた分	2,127,328	2,212,314
代金・取立	各地へ向けた分	3	9
	各地より受けた分	0	0
合計	各地へ向けた分	630,482	666,637
	各地より受けた分	2,127,328	2,212,314

出資金・常勤役職員一人当たり一店舗当たり預金・貸出金

》大口出資会員

(単位:千円、%)

順位	会員名	出資金額	出資金総額に対する割合
1	(一社)北海道労働者福祉基金協会	189,915	5.86
2	生活協同組合コープさっぽろ	158,354	4.89
3	(公財)コープさっぽろ社会福祉基金	120,000	3.70
4	函館市役所職員労働組合	66,630	2.05
5	日本製鉄室蘭労働組合	57,006	1.76
6	全開発労働組合	50,496	1.56
7	北海道中央バス労働組合	49,534	1.53
8	自治労稚内市労働組合連合会	45,261	1.39
9	私鉄総連十勝バス支部	44,980	1.38
10	札幌市教職員組合	44,434	1.37

(2024年度末実績)

》会員数内訳

(単位:会員、千円、%)

項目	2023年度末			2024年度末		
	会員数	出資金額	出資割合	会員数	出資金額	出資割合
団体会員	2,559	3,135,724	96.70	2,525	3,137,717	96.90
民間労働組合	1,447	1,425,456	43.96	1,427	1,426,106	44.04
民間以外の労働組合及び公務員団体	753	1,036,290	31.95	743	1,039,025	32.08
消費生活協同組合・同連合会	27	213,533	6.58	25	212,051	6.54
その他の団体	332	460,445	14.20	330	460,535	14.22
個人会員	4,669	106,899	3.29	4,402	100,197	3.09
その他	-	-	-	-	-	-
合計	7,228	3,242,623	100.00	6,927	3,237,914	100.00

》出資配当等

(単位:千円、%)

項目	2023年度 (承認日2024年6月25日)	2024年度 (承認日2025年6月24日)
出資配当	96,897	96,934
(配当率)	(年3.0%の割合)	(年3.0%の割合)
利用配当	49,814	44,193
配当負担率	7.11	7.13

(注) 配当負担率 = $\frac{\text{出資配当} + \text{利用配当}}{\text{当期末処分剰余金}} \times 100$

》常勤役職員一人当たり及び一店舗当たり預金・貸出金平均残高

項目	2023年度	2024年度
常勤役職員数(人)	736	735
一人当たり預金額(百万円)	1,505	1,503
一人当たり貸出金額(百万円)	1,123	1,161
営業店舗数(店)	37	37
一店舗当たり預金額(百万円)	29,947	29,862
一店舗当たり貸出金額(百万円)	22,341	23,066

(注) 1. 役職員数は期中平均人員を使用しています。
2. 店舗数は期末の店舗数を使用しています。

連結情報

≫ 金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成 (2025年3月末現在)

事業系統図



北海道労金ビジネスサービス(株)

当金庫で使用する各種帳票等の作成管理事務を受託する目的で、1983年9月に営業を開始し、2024年度の年間売上高は、1億50百万円となりました。

≫ 金庫の子会社等に関する事項

名 称	北海道労金ビジネスサービス(株)
主たる営業所又は事務所の所在地	札幌市中央区北4条東2丁目7番地6
資本金又は出資金	10百万円
事業の内容	店舗賃貸管理業務・不動産担保評価業務 他
設立年月日	1983年9月28日
金庫が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	100%
金庫の－の子会社等以外の子会社等が保有する当該－の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	－%

≫ 金庫及びその子会社等の事業の概況

純資産

当金庫と北海道労金ビジネスサービス(株)を連結した結果、利益剰余金は521億14百万円となりました。
また、出資金は、当金庫の上記連結対象子会社等への出資に連結に伴う調整・消去を加えた結果、32億37百万円となりました。その結果、純資産は534億30百万円となりました。

預金

2024年度は、上記連結対象子会社等からの預金に連結に伴う調整・消去を加えた結果、譲渡性を含む期末残高は1兆890億円となりました。

貸出金

2024年度は、上記連結対象子会社等への貸出金に連結に伴う調整・消去を加えた結果、期末残高は8,667億円となりました。

損益

2024年度の経常収益は150億37百万円、経常費用は133億72百万円となりました。
その結果、親会社株主に帰属する当期純利益は11億14百万円となりました。

≫ 金庫及びその子会社等の主要な事業の状況を示す指標

(単位:百万円、%)

項目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
経常収益	14,185	13,981	14,054	14,240	15,037
経常利益	1,815	1,594	1,861	1,801	1,664
親会社株主に帰属する当期純利益	1,211	1,164	1,262	1,185	1,114
純資産額	52,604	53,261	53,512	54,445	53,430
総資産額	1,130,765	1,157,495	1,197,652	1,212,145	1,223,784
連結自己資本比率	8.79	8.63	8.64	8.64	9.26

(注)1. 貸借対照表関係の項目については、各年度の期末残高を記載しています。
2. 連結自己資本比率は、金融庁・厚生労働省告示に定められた算式に基づいて算出したものです。
52ページの「主要な事業の状況を示す指標」の(注)2をご参照ください。

連結情報

▶▶ 連結貸借対照表

(単位:百万円)

科目	2023年度末	2024年度末	科目	2023年度末	2024年度末
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預け金	239,638	227,580	預金積金	1,077,566	1,064,984
コールローン及び買入手形	—	—	譲渡性預金	23,707	24,064
買現先勘定	—	—	借入金	50,123	76,013
債券貸借取引支払保証金	—	—	コールマネー及び売渡手形	—	—
買入金銭債権	286	160	売現先勘定	—	—
金銭の信託	1,566	1,000	債券貸借取引受入担保金	—	—
商品有価証券	—	—	コマーシャル・ペーパー	—	—
有価証券	108,465	109,340	外国為替	—	—
貸出金	842,924	866,741	その他負債	2,606	2,301
外国為替	—	—	代理業務勘定	—	—
その他資産	9,506	8,809	賞与引当金	307	290
有形固定資産	8,025	7,967	役員賞与引当金	—	—
建物	2,414	2,614	退職給付に係る負債	2,661	2,067
土地	4,828	4,787	役員退職慰労引当金	126	44
リース資産	—	—	睡眠預金払戻損失引当金	81	69
建設仮勘定	182	—	債務保証損失引当金	—	—
その他の有形固定資産	599	565	特別法上の引当金	—	—
無形固定資産	114	138	繰延税金負債	—	—
ソフトウェア	114	138	再評価に係る繰延税金負債	510	510
のれん	—	—	債務保証	8	7
リース資産	—	—	負債の部合計	1,157,700	1,170,353
その他の無形固定資産	0	0	(純資産の部)		
退職給付に係る資産	298	—	出資金	3,242	3,237
繰延税金資産	1,417	2,046	優先出資申込証換金	—	—
再評価に係る繰延税金資産	—	—	資本剰余金	—	—
債務保証見返	8	7	利益剰余金	51,153	52,114
貸倒引当金	△108	△7	処分未済持分(△)	—	—
			自己優先出資(△)	—	—
			自己優先出資申込証換金	—	—
			会員勘定合計	54,396	55,351
			その他有価証券評価差額金	△1,278	△3,250
			繰延ヘッジ損益	0	2
			土地再評価差額金	1,326	1,326
			為替換算調整勘定	—	—
			評価・換算差額等合計	48	△1,921
			新株予約権	—	—
			非支配株主持分	—	—
			純資産の部合計	54,445	53,430
資産の部合計	1,212,145	1,223,784	負債及び純資産の部合計	1,212,145	1,223,784

注記は60ページをご覧ください。

▶▶ 連結損益計算書

(単位:百万円)

科目	2023年度	2024年度
経常収益	14,240	15,037
資金運用収益	13,133	13,790
貸出金利息	11,622	12,004
預け金利息	799	925
コールローン利息及び買入手形利息	—	—
買現先利息	—	—
債券貸借取引受入利息	—	—
有価証券利息配当金	484	630
その他の受入利息	227	230
役員取引等収益	670	682
その他業務収益	398	496
その他経常収益	39	67
貸倒引当金戻入益	—	4
償却債権取立益	—	—
その他の経常収益	39	62
経常費用	12,439	13,372
資金調達費用	227	752
預金利息	218	714
給付補填備金繰入額	—	—
譲渡性預金利息	2	8
借入金利息	0	26
コールマネー利息及び売渡手形利息	—	—
売現先利息	—	—
債券貸借取引支払利息	—	—
コマーシャル・ペーパー利息	—	—
その他の支払利息	5	2
役員取引等費用	3,053	3,296
その他業務費用	67	183
経費	9,051	9,023
その他経常費用	39	116
貸倒引当金繰入額	5	—
その他の経常費用	33	116
経常利益	1,801	1,664
特別利益	—	—
固定資産処分益	—	—
負ののれん発生益	—	—
その他の特別利益	—	—
特別損失	131	184
固定資産処分損	19	130
減損損失	65	53
その他の特別損失	45	—
税金等調整前当期純利益	1,670	1,480
法人税、住民税及び事業税	496	199
法人税等調整額	△11	166
法人税等合計	484	365
当期純利益	1,185	1,114
非支配株主に帰属する当期純利益	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	1,185	1,114

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

2. 出資1口当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額 343円86銭

以上

▶▶ 連結剰余金計算書

(単位:百万円)

科目	2023年度	2024年度
(資本剰余金の部)		
資本剰余金期首残高	—	—
資本剰余金増加高	—	—
資本剰余金減少高	—	—
資本剰余金期末残高	—	—
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	50,134	51,153
利益剰余金増加高	1,185	1,114
親会社株主に帰属する当期純利益	1,185	1,114
土地再評価差額金取崩額	—	—
利益剰余金減少高	166	153
配当金	166	153
利益剰余金期末残高	51,153	52,114

連結情報

2024年度連結貸借対照表(59ページ)の注記

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券の評価は、移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式の評価は、移動平均法による原価法、その他有価証券の評価については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っており、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しています。なお、売買目的有価証券は保有していません。

3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法
有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っています。

4. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。

5. 有形固定資産の減価償却の方法
当金庫の有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しています。また、主な耐用年数は次の通りです。

建物	8年～50年
その他	4年～25年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しています。

6. 資産除去債務の計上基準
当金庫は、一部の営業用店舗等に関して不動産賃貸契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しています。この様な有形固定資産の除去に際する契約並びに法令上の義務に関して資産除去債務を計上しています。

資産除去債務の見積りもりにあたり、使用見込期間は対象となる有形固定資産の法定耐用年数、割引率については資産除去の実施が予想される年限に対応する見積時点の税引前リスク・フリーレートを採用しています。

なお、個々の除去費用が少額な場合などにおいては、当金庫の規定に基づき金額の重要性を勘案し資産除去債務の会計処理の対象外としています。

当会計年度における資産除去債務の残高の推移は以下の通りです。	
期首残高	138,516千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—
時の経過による調整額	2,033
資産除去債務の履行による減少額	—
当会計年度末残高	140,550

7. 無形固定資産の減価償却の方法
無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。なお、自庫利用のソフトウェアについては、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。

8. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
当金庫の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しています。

なお、連結される子会社及び子法人等においては、外貨建資産・負債は該当ありません。

9. 貸倒引当金の計上基準
当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次の通り計上しています。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 令和4年4月14日)」に規定する正常先債権及び要注先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しています。現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を計上しています。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しています。

なお、連結される子会社及び子法人等においては、貸倒引当金を計上していません。

10. 賞与引当金の計上基準
賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しています。

11. 退職給付に係る会計処理の方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっています。また、「退職給付に係る資産」及び「退職給付に係る負債」については、労働金庫施行規則別紙様式に基づき、退職給付債務に過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異の未処理額を加減した額と年金資産の額の差額を計上しています。

なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次の

通りです。

(1) 過去勤務費用
その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による定額法により損益処理

(2) 数理計算上の差異
各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の際連結会計年度から損益処理

なお、当金庫では、一般職・パートナー職員への退職慰労金、シニア嘱託職員への退職功労金の支払に備えるため、一般職、パートナー職員は一般職・パートナー職員退職金規程に基づき、シニア嘱託職員はシニア嘱託職員給与規程に基づき、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しています。(追加情報)

当金庫は2024年11月に、2025年4月1日から職員の定年年齢を60歳から65歳に延長し、併せて退職金制度の変更(退職一時金を確定給付企業年金の支給時期を65歳とする、退職一時金の一部を確定給付企業年金に移行すること等)を決定しました。この退職金制度の変更に伴い過去勤務費用540,735千円(退職給付債務の減少)が発生し、2024年度はこのうちの32,186千円を費用処理しています。

12. 役員退職慰労引当金の計上基準
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しています。

13. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しています。

14. ヘッジ会計の方法
金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和4年3月17日)に規定する繰延ヘッジによって行っています。ヘッジ有効性評価の方法は、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しています。

15. 収益の計上方法
役員取引等収益は、役員提供の対価として收受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役員取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は送金、代金取立等の為替業務に基づく収益です。

為替業務及びその他の役員取引等に係る履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しています。

有担保住宅ローン「すまいる上手」に係る不動産担保融資取扱手数料については、実質利息相当と見做し、固定金利特約期間と同様の3年分を期間按分して契約負債(前受収益)として計上しています。

16. 消費税及び地方消費税の会計処理
当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等はその他の資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

17. 有形固定資産の減価償却累計額 6,834,809千円

18. リース取引
業務用車輛等の一部を所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しています。なお、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等における所有権移転外ファイナンス・リース取引は、金額の重要性が乏しいと認められるため、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理をしています。

19. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は1,952,512千円、危険債権額は2,868,472千円です。

なお、債権は、貸借対照表の仕債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該仕債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに欄外に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債権者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。

20. 三月以上延滞債権額
債権のうち、三月以上延滞債権額は773,369千円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

21. 貸出条件緩和債権額
債権のうち、貸出条件緩和債権額はありません。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当し

連結情報

- ないものです。
22. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額並びに貸出条件緩和債権額の合計額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額並びに貸出条件緩和債権額の合計額は5,594,353千円です。
なお、19. から22. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
 23. 担保に供している資産
当座借越契約及び内国為替決済保証金の担保として、定期預け金110,476,300千円を差し入れています。
また、その他の資産には、保証金217,880千円が含まれています。
 24. 土地の再評価の方法と差額
土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当金庫の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。
再評価を行った年月日 平成11年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布、政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格に基づいて、(興行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △1,138,664千円
 25. 出資1口当たりの純資産額 16,501円60銭
 26. 当金庫の理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 94,020千円
 27. 当金庫の理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 -千円
 28. 子会社等の株式又は出資金の総額(連結子会社の株式(又は出資金)を除く) -千円
 29. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫グループでは、当金庫のみが貸出及び投資商品の販売などの金融サービス事業を行っており、これらの事業を行うため、市場の状況や長短のバランスを勘案しながら、預金積金及び譲渡性預金により資金調達を行っています。
このように、当金庫では金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないよう、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っています。その一環としてデリバティブ取引も行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫グループは、事業地区内の個人を中心とした取引先に対する貸出金、及び金融機関への預け金の他、債券、投資信託及び株式などの有価証券を主たる金融資産として保有しており、これらはそれぞれ市場リスク、信用リスクに晒されています。
また、当金庫が事業地区内の個人を中心とした取引先から受け入れている、預金積金及び譲渡性預金が主たる金融負債であり、これらは流動性リスクに晒されています。
デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引があります。当金庫グループでは、これを金利の変動リスクに対するヘッジ手段として用いており、ヘッジ会計を適用しています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫グループでは、貸出事業を行う当金庫において与信信用リスク管理の基本方針として「クレジットポリシー」を定めています。その実効性を確保するため、「融資事務取扱要領」を制定するとともに、階層別の業務研修を行っています。さらには牽制機能を適切に発揮するため、営業推進部門から独立した審査部門が個別案件審査を行う体制としています。加えて、資産内容の実態を適切に評価し、それに適合した償却・引当を実施するため、「資産査定規程」に基づき定期的に資産査定を実施しています。資産査定は、審査及び与信管理部門とリスク管理部門が貸出金等の全ての資産に対する査定を実施し、全ての部門から独立した内部監査部門が監査を実施しています。

また、有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、リスク管理部門が定期的に格付や時価を把握することで管理しています。
信用リスクの管理状況については、当金庫の常勤役員を中心として構成される経営管理委員会に定期的に報告され、必要な対応等について協議の上、当金庫の常務会及び理事会に報告しています。さらに重要な事項については、当金庫の常務会及び理事会において協議・決定することとしており、信用リスク管理に経営陣が直接関与することで、より実効性を確保する体制としています。

② 市場リスクの管理

a. 金利リスク及び価格変動リスクの管理

当金庫グループは、当金庫の「リスク管理方針」「リスク管理規程」において、リスク管理方法や手続等を規定しており、統計的手法であるバリュエーション・アット・リスク(VaR)を用いて金利リスク及び価格変動リスクを計測し、当金庫の理事会で決定したリスク限度額の範囲内となるよう管理を行うとともに、バック・テストを定例実施し、計測手法の有効性を検証しています。

月次で実施している計測の結果については、当金庫の常勤役員を中心として構成される経営管理委員会に定期的に報告され、必要な対応等について協議の上、常務会及び理事会に報告しています。さらに重要な事項については、当金庫の常務会及び理事会において協議・決定することとしており、金利リスク管理及び価格変動リスク管理に経営陣が直接関与することで、より実効性を確保する体制としています。

なお、ALMにより、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップのデリバティブ取引も行っています。

b. デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジの有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、当金庫の「リスク管理方針」「リスク管理規程」「ヘッジ取引要領」に基づき実施しています。

デリバティブの取引状況については、定期的に当金庫の経営管理委員会にて報告及び協議の上、常務会及び理事会に報告しており、デリバティブ取引に関するリスク管理に経営陣が直接関与することで、より実効性を確保する体制としています。

c. 市場リスクに係る定量的情報

当金庫の連結子会社の市場リスク量は僅少であるため、連結での市場リスク量の算出は行っていません。

当金庫単体では、金融資産及び金融負債全体の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。

当金庫のVaRは、分散共分散法(保有期間:「預金・貸出金・預け金・デリバティブ取引」は120日、「有価証券」は20日、信頼区間:99% (「有価証券」は信頼区間99.9%)、観測期間:金利リスクは5年間、価格リスクは3年間)により算出しており、令和7年3月31日現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で8,454,813千円です。流動性預金のVaRについては、滞留期間を考慮したコア預金内部モデルを用いて算出しています。定期性預金・住宅ローンのVaRについては、過去の実績に基づくプリペイメント(期限前返済)モデルを用いて算出しています。

なお、当金庫では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバック・テストを定例的に実施し、計測手法の有効性を検証しています。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫グループは、当金庫のALMを通して適時に資金管理を行う他、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短のバランスの調整などによって、流動性リスクを管理しています。

流動性リスクの管理状況については、定期的に当金庫の経営管理委員会にて報告及び協議の上、常務会及び理事会に報告しており、流動性リスク管理に経営陣が直接関与することで、より実効性を確保する体制としています。

30. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は次表に含めていません((注2)参照)。

(単位:千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預け金	227,580,016	227,138,644	△441,372
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	16,965,946	16,684,863	△281,083
その他有価証券(*1)	92,346,108	92,346,108	-
(3) 貸出金	866,763,724		
貸倒引当金(*2)	△1,406		
	866,762,318	866,258,899	△503,418
金融資産 計	1,203,654,389	1,202,428,515	△1,225,873
(1) 預金積金	1,064,984,406	1,064,793,485	△190,920
(2) 譲渡性預金	24,064,571	24,051,933	△12,637
(3) 借入金	76,013,517	76,147,648	134,131
金融負債 計	1,165,062,494	1,164,993,067	△69,427
デリバティブ取引(*3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの(*4)	3,467	3,467	-
デリバティブ取引 計	3,467	3,467	-

(*1)「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)第24-9項の取扱いを適用した投資信託が含まれています。

(*2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(*3)その他の資産、その他の負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しています。デリバティブ取引によって生じた正味の債権、債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で表示しています。

(*4)ヘッジ対象である貸出金等のキャッシュ・フローの固定化のためにヘッジ手段として指定した金利スワップ等であり、主に繰延ヘッジを適用しています。

連結情報

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 現金及び預け金

満期のない預け金については、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。また、満期がある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け入れを行った場合に想定される適用金利で割引いた現在価値を算定しています。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関などから提示された価格によっています。投資信託は取引所の価格または公表されている基準価額によっています。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映するため、貸出実行後において貸出先の信用状態に大きな変動がない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

固定金利によるものは、貸出金の種類、残存期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割引いて時価を算定しています。なお、約定期間が短期(1年以内)のもの、及び貸出を担保資産の範囲内に限るなど、その特性から返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等より時価が帳簿価額と近似していると想定されることから、当該帳簿価額を時価としています。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値または担保及び保証による回収見込額等に基づき個別に貸倒引当金を見積もっているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から個別貸倒引当金計上額を控除した額に近似していると想定されることから、当該価額を時価としています。

金融負債

(1) 預金積金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価としています。また、定期預金の時価は、残存期間ごとに区分した上で、将来のキャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定しており、その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いています。

(3) 借入金

借入金については、残存期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規借入において想定される利率で割引いて現在価値を算定しています。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利スワップ)であり、取引所の価格、割引現在価値等により算出した価額によっています。

(注2) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	6,100
労働金庫連合会出資金(*2)	6,300,000
合 計	6,306,100

(*1) 非上場株式については、市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号)第5項に従い、時価開示の対象としていません。

(*2) 労働金庫連合会出資金については、市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号)第5項に従い、時価開示の対象としていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額 (単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	104,396,344	116,775,400	-	-
有価証券				
満期保有目的の債券	1,499,586	15,466,360	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの	1,802,878	37,377,517	49,287,766	439,200
貸出金(*1)	61,843,936	174,799,139	175,378,062	454,742,585
合 計	169,542,746	344,418,417	224,665,828	455,181,785

(*1) 貸出金には、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないものを含んでいます。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の償還予定額 (単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(*1)	685,522,866	363,927,843	15,533,696	-
譲渡性預金	21,402,571	1,662,000	1,000,000	-
借入金	24,500,325	50,014,500	23,500	1,475,192
合 計	731,425,762	415,604,343	16,557,196	1,475,192

(*1) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めています。

31. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項

有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには、貸借対照表の「国債」「地方債」「短期社債」「社債」「外国証券」「投資信託」「株式」が含まれています(以下、35. まで同様)。

なお、市場価格のない株式等については次表に含めていません(30. (注2)参照)。

(1) 売買目的有価証券

当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (単位:千円)

	種 類	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	-	-	-
	地 方 債	-	-	-
	短期社債	1,499,586	1,499,700	113
	社 債	216,360	216,468	108
	外国証券 そ の 他	-	-	-
	小 計	1,715,946	1,716,168	221
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	-	-	-
	地 方 債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社 債	-	-	-
	外国証券 そ の 他	15,250,000	14,968,695	△281,305
	小 計	15,250,000	14,968,695	△281,305
合 計		16,965,946	16,684,863	△281,083

(3) その他有価証券

	種 類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差 額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	-	-	-
	債 券	306,930	300,000	6,930
	国 債	-	-	-
	地 方 債	-	-	-
	短期社債	306,930	300,000	6,930
社 債	-	-	-	
外国証券	-	-	-	
投資信託	3,319,731	2,767,915	551,816	
そ の 他	-	-	-	
	小 計	3,626,661	3,067,915	558,746
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	-	-	-
	債 券	88,600,432	93,688,389	△5,087,957
	国 債	22,669,100	24,197,274	△1,528,174
	地 方 債	8,583,953	9,160,000	△576,046
	短期社債	-	-	-
社 債	53,610,956	56,531,114	△2,920,157	
外国証券	3,736,422	3,800,000	△63,578	
投資信託	119,015	123,165	△4,150	
そ の 他	-	-	-	
	小 計	88,719,447	93,811,554	△5,092,107
合 計		92,346,108	96,879,469	△4,533,361

32. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

該当はありません。

33. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券 (単位:千円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	-	-	-
債 券	3,765,776	-	151,027
国 債	3,765,776	-	151,027
地 方 債	-	-	-
短期社債	-	-	-
社 債	-	-	-
外国証券	-	-	-
投資信託	85,831	14,294	-
そ の 他	-	-	-
合 計	3,851,607	14,294	151,027

34. 保有目的を変更した有価証券

該当はありません。

35. 減損処理を行った有価証券

該当はありません。

36. 金銭の信託の保有目的別内訳

(1) 運用目的の金銭の信託

該当はありません。

(2) 満期保有目的の金銭の信託

	連結貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの
満期保有目的の金銭の信託	1,000,000	1,000,000	-	-	-

(3) その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

該当はありません。

37. 有価証券の貸付

無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、国債に5,625,900千円含まれています。

38. 当座貸越契約等

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であり、これらの契約に係る融資未実行残高は119,872,697千円です。このうち任意の時期に無条件で取消可能なものは29,712,070千円です。

連結情報

これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。

また、契約時において、必要に応じ不動産等の担保を徴求するほか、予め定めている庫内手続きに基づき、契約後も必要に応じて契約の見直しをするなど、債権保全上の措置等を講じています。

なお、総合口座は定期預金を担保として債権保全上の措置を行う契約であり、未実行残高は上記の金額のうち90,160,627千円です。

39. 退職給付債務等

当連結会計年度末の退職給付債務等は次の通りです。

退職給付債務	△4,802,294千円
年金資産(時価)	4,486,243
未積立退職給付債務	△316,051
未認識数理計算上の差異	△1,232,437
未認識過去勤務費用(債務の減額)	△518,903
連結貸借対照表計上額の純額	△2,067,392
退職給付に係る資産	-
退職給付に係る負債	△2,067,392

40. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.6%から、令和8年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については28.3%となります。

41. 契約資産、顧客との契約から生じた債権、契約負債

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産と区分表示していません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ次のとおりです。

契約資産	- 千円
顧客との契約から生じた債権	- 千円
契約負債	83,477千円

42. 重要な会計上の見積り

固定資産の減損

(1) 当事業年度に係る財務諸表に計上した額

有形固定資産	53,922千円
--------	----------

(2) 翌年度の財務諸表に与える影響

有形固定資産については、営業店単位でグルーピングを行い、資産グループ毎に将来収支を見積もって減損の要否を判定しています。

また、グルーピングされた資産グループのうち減損の兆候があると判定したものについては、資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較し、前者が後者を下回る場合は、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として認識しています。将来キャッシュ・フローは収支シミュレーションに基づいて算出しています。

将来の経済情勢や収支環境等の変化により、資産グループの将来収支が見積りよりも下方修正された場合、新たな減損損失が発生し、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

以上

▶▶ 労働金庫法に基づく開示債権

連結対象子会社となる北海道労金ビジネスサービス㈱は、貸出業務を行っていません。
用語は単体のもの(51ページ)をご覧ください。

労働金庫法に基づく開示債権及びこれらに対する保全状況(連結)

(単位:百万円、%)

区分	2023年度末	2024年度末
労働金庫法開示債権(A)	5,235	5,594
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,055	1,952
危険債権	2,820	2,868
要管理債権	359	773
三月以上延滞債権	359	773
貸出条件緩和債権	-	-
保全額(B)	5,235	5,594
担保・保証等による回収見込み額	5,129	5,587
貸倒引当金	106	7
保全率(B)/(A)(%)	100.00	100.00
正常債権(C)	838,875	861,616
合計(D)=(A)+(C)	844,111	867,210
労働金庫法開示債権比率(A)/(D)(%)	0.62	0.64

* 単位未満は切捨、償却後残高。

* 比率は表上の数値で算出し、保全率は100%を上限に記載しています。

▶▶ 連結セグメント情報

連結の対象となる北海道労金ビジネスサービス㈱は、店舗賃貸管理業務・不動産担保評価業務等を営んでいますが、それらの事業の種類ごとの区分に属する経常収益、経常利益又は経常損失の額及び資産の額(以下「経常収益等」といいます。)(の、経常収益等の総額に占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載していません。

自己資本の充実の状況

《定性的な開示事項》

1. 連結の範囲に関する事項

連結の範囲について、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件(令和6年1月31日金融庁・厚生労働省告示第1号)」(以下、自己資本比率告示といたします。)第3条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(連結グループ)に属する会社と「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条に基づき連結の範囲に含まれる会社」に相違はありません。

当金庫の連結子会社(連結自己資本比率を算出する対象となる子会社)は1社であり、連結子会社の名称及び主要な業務の内容は以下のとおりです。

連結子会社の名称	業務の内容
北海道労金ビジネスサービス(株)	店舗賃貸管理業務・ 不動産担保評価業務 他

- (注)1. 自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等に該当するものではありません。
2. 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものに該当するものではありません。
3. 連結グループのうち、自己資本比率規制の対象となる子会社等はありません。したがって、グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等は設けていません。

2. 自己資本調達手段の概要

2024年度末の自己資本は出資金及び利益剰余金により構成されています。なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

普通出資	①発行主体:北海道労働金庫 ②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額:3,237百万円
普通株式	①発行主体:北海道労働金ビジネスサービス(株) ②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額:一百万円

3. 自己資本の充実に関する評価方法の概要

当金庫は、自己資本の充実を図るため、自己資本比率の目標設定と管理、及び当金庫が業務を行う上で被る可能性がある各種のリスクを把握・管理することで、自己資本充実度の評価を行っています。

自己資本充実度を評価する方法としては、自己資本比率の当金庫としての目標水準及び年度計画に対する達成状況、ならびに前年対比での改善状況、自己資本額の前年対比増減及び「信用リスク」「市場リスク」「オペレーション・リスク」などの管理対象リスクに対し、自己資本を配賦することにより設定したリスク限度額に、それらのリスク量が収まっていることなどを定期的にモニタリングすることにより、自己資本の質と量の両面からその十分性について検討を行っています。

この他、有価証券に関し一定の金利ショックや株価指数の変動が起った場合の影響額を試算するストレステスト等も実施しています。

連結グループとしての自己資本の充実度の評価は、連結自己資本比率の管理をすることで行っていきます。なお、当金庫子会社の業務運営は当金庫の管理下にあり、また連結グループの総資産に占める子会社の資産規模はごく僅かであることから、子会社固有のリスクが連結グループに及ぼす影響は軽微なものであると判断しています。

4. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、信用リスク管理の基本方針として「クレジットポリシー」を定めています。その実効性を確保するため、貸出業務に係る内部規程を制定し、階層的な業務研修や営業店巡回指導を行うとともに、牽制機能を適切に発揮するため、営業推進部門から独立した融資部門が個別案件の審査を行う体制とされています。

また、資産内容の実態を適切に評価し、それに適合した償却・引当を実施するため、内部規程を制定して定期的に資産査定を実施しています。資産査定は、融資部門とリスク管理部門が、貸出金等の全ての資産について査定を実施した上で、さらに全ての部門から独立した内部監査部門が監査を実施することとしています。

信用リスクの管理状況については、常勤役員を中心として構成される、経営管理委員会に定期的に報告され、必要な対応等について協議の上、常務会及び理事会に報告しています。さらに重要な事項については、常務会及び理事会において協議・決定することとしており、信用リスク管理に経営陣が直接関与することで、より実効性を確保する管理態勢としています。

なお、連結グループにおいては、当金庫本体のみが与信業務を行っています。子会社の取引先は当金庫を主としているため、子会社の売掛金、未収金などに潜在する信用リスクは管理対象としていません。

貸倒引当金の計上は、「資産査定規程」に基づき以下のとおりとしています。

- ・正常先債権及び要注意先債権
一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績を勘案した予想損失率を基に算出した予想損失額を計上しています。
- ・破綻懸念先債権
債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しています。
- ・実質破綻先債権及び破綻先債権

債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

- リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。なお、エクスポージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っていません。
- ・株式会社格付投資情報センター(R&I)
 - ・株式会社日本格付研究所(JCR)
 - ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス(MOODY'S)
 - ・S&Pグローバル・レーティング(S&P)
 - ・フィッチ・レーティングス(Fitch)

5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、当金庫のクレジットポリシーにおいて定義する「安全性の原則」に基づき、貸出取引をするにあたっては、回収の確実性を確保するため、担保や保証などの保全措置を講ずることを必須としています。但し、担保・保証はあくまで安全性の補完措置であると位置付け、担保・保証に依拠しない貸出判断及び手続を行うことを規定しています。

当金庫が扱う担保は、自金庫預金、不動産等、保証は機関保証を原則とした上で、国及び地方公共団体保証、労働組合などの団体保証、人的保証などがありますが、当金庫の内部規程により適切な担保取得、付保手続と顧客への説明、評価及び管理を行っています。なお、与信取引先期限の利益喪失事由が発生した場合には、当該与信取引の範囲内において、当金庫の内部規程に基づく手続により、当金庫との債権と債務の相殺を行う場合があります。また、クレジット・デリバティブにより信用リスクを削減する取引はありません。

自己資本比率の算定に当たっては、自己資本比率告示で定める簡便手法により、「適格金融資産担保」と「保証」を信用リスク削減手法として用いています。「適格金融資産担保」については、自己資本比率告示で定められた条件を確実に満たしている自金庫預金、「保証」については、自己資本比率告示で定められた条件を確実に満たしている国または地方公共団体による保証について信用リスク削減効果を勘案しています。なお、信用リスク削減手法の適用対象を限定していることから、これによる集中リスクの発生を認識していません。

6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫連結グループにおいては、当金庫のみが派生商品取引を利用しています。

・金利スワップ取引:固定金利型住宅ローンの取扱いに伴う、金利変動リスクを避けるために利用しています。

派生商品取引の与信先の信用リスクについては「リスク管理規程」に基づき、月次で適格格付機関の格付等を点検しています。エクスポージャーが過大とならないよう与信先の分散に努めています。

引当金の算定については、「資産査定規程」等に基づき算定しています。

万一、当金庫が取引相手に担保を提供する必要が生じたとしても、担保として提供できる十分な資産を保有しているため、影響は限定的です。

なお、長期決済期間取引の取扱いはありません。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及びリスク特性の概要

当金庫連結グループにおいては、当金庫本体のみが投資家として証券化商品を取得しています。

当金庫は経営体力との対比で過大なリスクテイクを行わないことを目的に、「資金運用方針」においてリスクの所在が明らかでないものについては運用の対象としていません。

投資家として証券化商品を取得する場合には、スキームの特性や償還見通しを個別に検討・評価し、取得後においては月次または必要に応じ随時時価の把握と適格格付機関の格付を確認するとともに、半期毎の資産査定、さらにはストレステストを実施し、リスクの把握を行っています。

また、これらの運用状況については、定期的に経営管理委員会で報告及び協議の上、常務会及び理事会に報告することとしています。

(2) 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、標準的手法により算出しています。

(3) 証券化取引に関する会計方針

当金庫の「決算規程」及び企業会計基準委員会の「金融商品会計に関する実務指針」(移管指針第9号)に基づき、適切な会計処理を行うこととしています。

(4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイト判定に使用する適格格付機関の名称

- リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。なお、エクスポージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っていません。
- ・株式会社格付投資情報センター(R&I)
 - ・株式会社日本格付研究所(JCR)
 - ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス(MOODY'S)
 - ・S&Pグローバル・レーティング(S&P)
 - ・フィッチ・レーティングス(Fitch)

8. CVAリスクに関する事項

(1) CVAリスク相当額の算出に使用する手法の名称及び対象取引の概要

CVAとはCredit Valuation Adjustmentの略であり、デリバティブ取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額のことです。

CVAリスク相当額は、簡便法を採用し、デリバティブ取引を対象として算出しています。

自己資本の充実の状況

(2) CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要

CVAリスクとは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVAが変動するリスクのことです。

当金庫は、自己資本比率を計算するにあたりCVAリスク相当額を算出し、その状況を確認するとともに、CVAリスク相当額をリスク量とし、このリスク量に基づきリスク資本配賦を実施し、リスク管理を行っています。

9. マーケット・リスクに関する事項

マーケット・リスクとは、外国為替リスク、トレーディング取引による金利リスク及び信用スプレッド・リスク等、市場相場の変動により損失を被るリスクのことです。

当金庫は、自己資本比率を計算するにあたり「不算入特例」を適用し、マーケット・リスク相当額を不算入としています。

10. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、事務リスク・システムリスク・法務リスク・風評リスク等をオペレーショナル・リスクの管理対象としています。

オペレーショナル・リスクの管理状況及び今後の対応については、「リスク管理方針」「リスク管理規程」「コンプライアンス規程」に基づき、定期的にオペレーショナルリスク管理委員会、コンプライアンス委員会にて報告及び協議し、常務会及び理事会に報告しています。

当金庫単体及び連結グループは、標準的計測手法を使用し、ILMを「1」として、オペレーショナル・リスク相当額を算出しています。

標準的計測手法…BIC（事業規模要素）×ILM（内部損失乗数）をオペレーショナル・リスク相当額とします。

（事務リスク）

事務手続規程及びマニュアル等を整備し、手続を遵守した事務処理の励行と人材の育成を通じてリスクの極小化を図っています。また、内部監査、自店検査及び営業店業務指導の実施により、事務処理状況のチェックと指導を行うことで、事故防止を図っています。また、お客様から寄せられた苦情・トラブル、発生した事故等について各店からの報告体制を整え、オペレーショナルリスク管理委員会において発生原因の分析と対応策の協議を行い、理事会・監事会に対する報告事項を定め、定期的または随時報告を行っています。

（システムリスク）

災害及びシステム障害等に対して十分な予防措置を講じるとともに、発生に備えてコンティンジェンシープランを策定するなど、業務への影響の極小化と発生した際の早期復旧態勢を構築しています。また、設計・開発・運用に関する規程を整備し、これらを遵守することによりシステムの安全性を確保しています。情報資産の管理については、セキュリティポリシー及び関連規程を整備しこれを遵守することと合わせて、情報漏洩防止の観点から、システムによるセキュリティ対策を講じるなどして情報資産の適切な管理と保護を行っています。なお、定期的にシステムリスクの発生状況をオペレーショナルリスク管理委員会に報告し対応策を協議していますが、お客様との取引及び業務遂行に重大な影響がある事案については理事会に報告しています。

（法務リスク）

法務リスクに係る規程の整備と合わせて、文書指示や研修等の実施による従業員への徹底と業務における実践・検証を通じて適正なリスク管理を行っています。また、当金庫の業務と運営に係る事項の検証基準を定め、法令等への抵触、コンプライアンス違反等がないかのチェックを行っています。コンプライアンス委員会では、適宜検証結果の評価を行ったうえで、必要に応じ検証項目を見直すなどの対応をするとともに、理事会において審議を行っています。

（風評リスク）

当金庫では、従業員が風評情報を把握した場合の報告体制を整備しています。また、万一発生した場合は、風評被害の縮減に向けて従業員が適切な対応を取れるよう、風評リスク対応マニュアルを定めています。

(2) BIの算出方法

BI（事業規模指標Business Indicator）は、ILDC（金利要素Interest, Leases and Dividend Component）、SC（債務要素Services Component）、FC（金融商品要素Financial Component）により算出しています。

ILDCは、「資金運用収益（有価証券利息配当金を除く）－資金調達費用」の絶対値と有価証券利息配当金の合計額です。

SCは、「役員取引等収益と役員取引等費用のうちいずれか大きい値」と「金融商品取引責任準備金取崩額と同繰入額のうちいずれか大きい値」の合計額となります。

FCは、「その他業務収益－その他業務費用」の値と「臨時収益－臨時費用」の値の合計額の絶対値となります。

なお、各項目は直近3年間の平均値を合計した値を用います。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に用いるBIC（事業規模要素Business Indicator Component）は、BIの額に応じて定める掛目を乗じて算出しています。

(3) ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数Internal Loss Multiplier）は、BIの値が1,000億円以下であり、ILMの利用に係る承認の基準を満たさないため「1」を用いています。

(4) オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、BIの算出から除外した事業部門の有無

除外した事業部門はありません。

(5) オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無

ILMについては「1」を用いているため、特殊損失の除外を考慮していません。

11. 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

出資等又は株式等エクスポージャーは、上場株式、非上場株式、子会社株式、労働金庫連合会への出資金が該当し、当金庫グループでは当金庫

本体のみが保有しています。

当金庫は経営体力との対比で過大なリスクテイクを行わないことを目的に、「資金運用方針」において運用スタンスを定め、保有する個別銘柄については、月次または必要に応じ随時時価の把握と適格格付機関の格付を確認するとともに、半期毎の資産査定、さらにストレステストを実施し、リスクの把握を行っています。なお、子会社株式及び関連会社株式のエクスポージャー額は少額であり、リスクが限定されています。

これら運用状況については、定期的に経営管理委員会で報告及び協議の上、常務会及び理事会に報告しており、また、会計処理については、当金庫の「決算経理規程」「決算経理細則」及び企業会計基準委員会の「金融商品会計に関する実務指針」（移管指針第9号）に基づき、適切に処理しています。

12. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、労働金庫連合会への預け金、会員及び間接構成員向け貸出、債券を中心とした有価証券運用を主として資金運用を行っています。また、預金による調達を主として資金調達を行っています。これらの運用・調達から発生するリスクには、市場リスク（金利リスク、株価変動リスク、為替リスク）及び信用リスクなどがあります。このうち、金利リスクについては、預金・貸出金、有価証券等の金利感応資産・負債及び金利スワップ等のオフ・バランス取引を対象にリスク量を計測しています。

金利リスクを含めた市場リスクはVaR計測による計量化を行い、配賦されたリスク資本額を超過することのないようモニタリングを行うとともに、市場リスクの管理状況及び今後の対応を定期的に経営管理委員会及び常務会と協議しています。さらに、金利リスクについてはVaRのほか、銀行勘定の金利リスク（IRRBB）について経済的価値の変動額である Δ EVE及び金利収益の変動額である Δ NIIを計測しています。

また、金利リスクの削減策として金利スワップ等デリバティブを活用しており、金利上昇に備えた態勢を整備しています。

VaRによるリスク計測の頻度は、預金・貸出金を含めた全資産・負債は月次ベースで実施しています。加えて、IRRBBは Δ EVEを月次ベース・ Δ NIIを四半期で計測しています。

なお、当金庫グループにおける金利リスクについては、当金庫（単体）が大部分を占めることから、連結ベースと単体ベースの金利リスク量は等しいとみなしています。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

①「第3の柱告示」に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII並びに当金庫がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

a. 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
2025年3月末における流動性預金全体の金利改定の平均満期は3.05年です。

b. 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
10年としています。

c. 流動性預金への満期の割り当て方法（コア預金モデル等）及びその前提
流動性預金への満期の割り当て方法はコア預金モデルを使って計測しています。

※コア預金とは、流動性預金残高のうち、将来的にも安定的と考えられる残高のことです。当金庫では、過去10年以上の残高推移から、内部モデルによる統計手法によって推計される残高をコア預金と定義しています。

d. 貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提は、実績データから計算される値を採用しています。

e. 複数通貨の集計方法及びその前提
IRRBBについては保守的に通貨毎に算出した Δ EVE及び Δ NIIが正となる通貨のみを対象としています。

f. スプレッドに関する前提
スプレッド及びその変動は考慮していません。

g. 内部モデルの使用等、 Δ EVE及び Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
コア預金や貸出の期限前返済、定期預金の早期解約については、過去データ等を用いて推計しているため、実績値が大きく変動した場合に Δ EVE及び Δ NIIに重大な影響を及ぼす可能性があります。

h. 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
当期末の Δ EVEは、前期末比10,399百万円増加し、20,571百万円となりました。また、当期末の Δ NIIは、前期末比77百万円減少し、449百万円となりました。

i. 計測値の解釈や重要性に関する説明
 Δ EVEの計測値は、当金庫における自己資本比率や保有有価証券の含み損益、期間収益の状況等、他の経営指標とのバランスを総合的に勘案し、健全性に問題のないものと判断しています。

②当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、「第3の柱告示」に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

a. 金利ショックに関する説明
当金庫ではVaR（バリュー・アット・リスク）をリスク管理の主たる指標としています。金利ショックとして、過去5年間の金利データから算出した想定最大変化幅を採用しています。

b. 金利リスク計測の前提及びその意味
VaRは、預金・貸出金・預け金・デリバティブ取引は保有期間120日、有価証券の保有期間は20日、信託区間99%（有価証券は信頼区間99.9%）、観測期間5年の条件のもとで分散共分散法により算出しています。

自己資本の充実の状況

《定量的な開示事項》

1. 単体情報

1. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円、%)

項目	2023年度末	2024年度末
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	53,645	54,612
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,242	3,237
うち、利益剰余金の額	50,549	51,516
うち、外部流出予定額(△)	146	141
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1	-
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1	-
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	53,646	54,612
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	83	100
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	83	100
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	215	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
労働金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	298	100
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	53,347	54,512
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	602,317	573,718
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	-	-
勘定間の振替分	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	21,591	21,138
信用リスク・アセット調整額	-	-
フロア調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	623,909	594,857
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	8.55	9.16

(注) 当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号)」に基づき、自己資本比率を算定しています。2024年度末においては、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件(令和6年1月31日金融庁・厚生労働省告示第1号)」を適用しています。なお、当金庫は国内基準を採用しています。

また、「労働金庫法施行規則第114条第1項第5号2等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項(平成19年金融庁・厚生労働省告示第1号)」に基づき、自己資本比率に関わる開示を行っています。2024年度末においては、「労働金庫法施行規則第114条第1項第5号2等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項の一部を改正する件(令和6年1月31日金融庁・厚生労働省告示第2号)」を適用しています。

自己資本の充実の状況

2. 自己資本の充実度に関する事項 信用リスク等に対する所要自己資本の額 <2023年度末>

(単位:百万円)

		2023年度末	
		リスク・アセット	所要自己資本
信用リスク	(A)	602,317	24,092
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー		598,625	23,945
ソブリン向け		1,376	55
金融機関向け		47,317	1,892
事業法人等向け		24,533	981
中小企業等・個人向け		394,363	15,774
抵当権付住宅ローン		108,303	4,332
不動産取得等事業向け		300	12
延滞債権		862	34
その他		21,567	862
証券化エクスポージャー (うち、再証券化)		947 (-)	37 (-)
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		2,721	108
ルック・スルー方式		2,721	108
マナドート方式		-	-
蓋然性方式(250%)		-	-
蓋然性方式(400%)		-	-
フォールバック方式(1250%)		-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額			
他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置により リスク・アセットに算入されなかったものの額		-	-
CVAリスク相当額を8%で除して得た額		22	0
中央清算機関関連エクスポージャー		-	-
オペレーショナル・リスク	(B)	21,591	863
リスク・アセット、総所要自己資本額 (A) + (B)		623,909	24,956

(注) 1. リスク・アセットとは、貸借対照表に記載された資産(債務保証見返を除く)に、その種類あるいは取引相手の信用リスクの度合いに応じて設定されたリスク・ウェイトを乗じて算定した額のことです。なお、当金庫では、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトを使用する「標準的手法」を採用しています。
貸借対照表に記載されないコミットメントや金利関連取引などにも信用リスクをとともうものがあります。上記同様、リスク・ウェイトを使用しリスク・アセットを計算することとなっています。
なお、貸借対照表に計上している労働金庫が行う債務保証の見返勘定はオフ・バランス取引として取り扱うこととなっています。当金庫のオフ・バランスに係るリスク・アセットの額の大半は、公的な代理業務に付随して発生する債務保証に係るものです。

- 所要自己資本=リスク・アセット×4%
- 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)ならびにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等、リスクにさらされている資産等の金額のことです。
- 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、政府関係機関等のことです。
- 「延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
- 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャーのうち「その他」に該当する主なものは、労働金庫連合会への出資、未収収益、固定資産、及び債務保証見返等のオフ・バランス取引等です。
- 「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」は、ファンド向けエクイティ出資について、エクスポージャーそのもののリスク・ウェイトが判定できない場合の取扱いです。この場合は、以下の8.~11.の順序により、それぞれの方式のリスク・ウェイトが適用されます。
- 「ルック・スルー方式」は、エクスポージャーの裏付けとなる資産等に関する情報が一定の要件を満たした場合に適用が認められるものです。この方式では、その裏付けとなる資産等を当金庫自身が保有しているものとみなし、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。

$$\text{ルック・スルー方式} = \frac{\text{裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$$

- 「マナドート方式」は、「ルック・スルー方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクスポージャーの裏付けとなる資産等の運用基準に基づいて、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。

$$\text{マナドート方式} = \frac{\text{裏付けとなる資産等の運用基準に基づき、信用リスク・アセットの総額が最大となるように算出したエクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$$

- 「蓋然性方式」は、「ルック・スルー方式」「マナドート方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクスポージャーのリスク・ウェイトが250%または400%であるという蓋然性が高いと推測する等の場合において、250%または400%をリスク・ウェイトとして用います。
- 「フォールバック方式」は、「ルック・スルー方式」「マナドート方式」「蓋然性方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では1250%をリスク・ウェイトとして用います。
- 「CVAリスク」とは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVA(デリバティブ取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額)が変動するリスクのことです。
- 「中央清算機関関連エクスポージャー」とは、デリバティブ取引等の中央清算機関(CCP)に対して発生するエクスポージャーのことで、担保など例外を除き、原則として信用リスク・アセット額の計算が必要となりました。
- オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失が発生しうるリスクのことです。当金庫では、基礎的手法によりリスク量を算定しています。
(基礎的手法算定方法)

$$\text{オペレーショナル・リスク} = \frac{\text{粗利益(直近3年間のうち粗利益が正の値)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \times 12.5$$

自己資本の充実の状況

<2024年度末>

(単位:百万円)

	2024年度末	
	リスク・アセット	所要自己資本
信用リスク (A)	573,718	22,948
標準的手法が適用されるポートフォリオ区分ごとのエクスポージャー	570,176	22,807
ソブリン向け	1,299	51
金融機関等向け	45,644	1,825
法人等向け	24,934	997
中堅中小企業等向け及び個人向け	245,349	9,813
不動産関連向け	223,820	8,952
うち、自己居住用不動産等向け	223,820	8,952
うち、賃貸用不動産向け	-	-
うち、事業用不動産関連向け	-	-
うち、その他不動産関連向け	-	-
うち、ADC向け	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)(注5)	3,687	147
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞(注5)	3,133	125
その他	22,306	892
証券化エクスポージャー(うち、再証券化)	735	29
(うち、再証券化)	(-)	(-)
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	2,769	110
ルック・スルー方式	2,769	110
マナドート方式	-	-
蓋然性方式(250%)	-	-
蓋然性方式(400%)	-	-
フォールバック方式(1250%)	-	-
未決済取引	-	-
他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-
CVAリスク相当額を8%で除して得た額(簡便法)	37	1
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 (B)	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 (C)	21,138	845
リスク・アセット、総所要自己資本額 (A) + (B) + (C)	594,857	23,794

(注) 1. リスク・アセットとは、貸借対照表に記載された資産(債務保証見返を除く)に、その種類あるいは取引相手の信用リスクの度合いに応じて設定されたリスク・ウェイトを乗じて算定した額のことです。なお、当金庫では、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトを使用する「標準的手法」を採用しています。エクスポージャーのうち、「金融機関等向け」「中堅中小企業等向け及び個人向け」及び「その他」の項目については、自己資本比率告示に基づき経過措置を適用しています。また、貸借対照表に記載されないコミットメントや金利関連取引などにも信用リスクをとまなうものがあります。上記同様、リスク・ウェイトを使用しリスク・アセットを計算することとなっています。なお、貸借対照表に計上している労働金庫が行う債務保証の見返勘定はオフ・バランス取引として取り扱うことになっています。当金庫のオフ・バランスに係るリスク・アセットの額の大半は、公的な代理業務に付随して発生する債務保証に関係するものです。

2. 所要自己資本=リスク・アセット×4%

3. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)ならびにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等、リスクにさらされている資産等の金額のことです。

4. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、政府関係機関等のことです。

5. 「延滞エクスポージャー」とは、「金融再生法施行規則」上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」等エクスポージャーのことです。

6. 「その他」に該当する主なものは、労働金庫連合会への出資、未収収益、固定資産、及び債務保証見返等のオフ・バランス取引等です。

7. 「証券化エクスポージャー」とは、証券化取引に係るエクスポージャーのことです。「証券化」とは、債権や不動産など一定のキャッシュフロー(利息収入等)を生む資産を裏付けとして証券等を発行し、第三者に売却することです。

8. 「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」は、ファンド向けエクイティ出資について、エクスポージャーそのもののリスク・ウェイトが判定できない場合の取扱いです。この場合は、以下の「ルック・スルー方式」から「フォールバック方式」の順序により、それぞれの方式のリスク・ウェイトが適用されます。

9. 「ルック・スルー方式」は、エクスポージャーの裏付けとなる資産等に関する情報が一定の要件を満たした場合に適用が認められるものです。この方式では、その裏付けとなる資産等を当金庫自身が保有しているものとみなし、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。

$$\text{ルック・スルー方式} = \frac{\text{裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$$

10. 「マナドート方式」は、「ルック・スルー方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクスポージャーの裏付けとなる資産等の運用基準に基づいて、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。

$$\text{マナドート方式} = \frac{\text{裏付けとなる資産等の運用基準に基づき、信用リスク・アセットの総額が最大となるように算出したエクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$$

11. 「蓋然性方式」は、「ルック・スルー方式」「マナドート方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクスポージャーのリスク・ウェイトが250%または400%であるという蓋然性が高いと推測する等の場合において、250%または400%をリスク・ウェイトとして用います。

12. 「フォールバック方式」は、「ルック・スルー方式」「マナドート方式」「蓋然性方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では1250%をリスク・ウェイトとして用います。

13. CVAリスクとは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVA(デリバティブ取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額)が変動するリスクのことです。(CVAはCredit Valuation Adjustmentの略です。)当金庫は、簡便法によりCVAリスク相当額を算出し、CVAリスク相当額を8%で除して得た額をリスク・アセットとしています。

14. 「中央清算機関関連エクスポージャー」とは、デリバティブ取引等の中央清算機関(CCP)に対して発生するエクスポージャー(担保など例外を除く)です。

15. マーケット・リスクとは、外国為替リスク、トレーディング取引による金利リスク及び信用スプレッド・リスク等、市場相場の変動により損失を被るリスクです。当金庫は、マーケット・リスク相当額の「不算入特例」を適用しているため、自己資本比率の分母へ算入していません。

16. オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクのことです。

自己資本の充実の状況

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額等

(単位:百万円)

	2023年度末	2024年度末
オペレーショナル・リスク相当額の合計を8%で除して得た額	21,591	21,138
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	863	845
BIの額		14,092
BICの額		1,691

2023年度末は、基礎的手法を使用し、オペレーショナル・リスク相当額を算定しています。
 基礎的手法…粗利益の15% (直近3年の平均値)をオペレーショナル・リスク相当額とします。
 2024年度末は、標準的計測手法を使用し、ILMを「1」として、オペレーショナル・リスク相当額を算定しています。
 標準的計測手法…BIC (事業規模要素)×ILM (内部損失乗数)をオペレーショナル・リスク相当額とします。

3. 信用リスク(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)に関する事項

(1) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高の主な種類別内訳

(単位:百万円)

	合計		貸出金等取引		債券		店頭デリバティブ取引		複数の資産を裏付とする資産(ファンド等)		その他の資産等		延滞エクスポージャー	
	2023年度末	2024年度末	2023年度末	2024年度末	2023年度末	2024年度末	2023年度末	2024年度末	2023年度末	2024年度末	2023年度末	2024年度末	2023年度末	2024年度末
地域別														
国内	1,252,001	1,336,825	887,458	900,217	99,457	104,383	76	95	1,198	1,410	263,810	330,718	735	5,593
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	1,252,001	1,336,825	887,458	900,217	99,457	104,383	76	95	1,198	1,410	263,810	330,718	735	5,593
業種別														
製造業	18,144	16,489	-	-	-	18,144	-	-	-	-	-	-	-	-
農業、林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	300	2,000	-	-	300	2,000	-	-	-	-	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	11,700	16,100	-	-	11,700	16,100	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	1,100	1,600	-	-	1,100	1,600	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	9,100	8,700	-	-	9,100	8,700	-	-	-	-	-	-	-	-
情報・通信・娯楽・サービス業	4,242	5,093	42	43	4,200	5,050	-	-	-	-	-	-	-	-
金融業、保険業	238,682	226,266	-	-	3,600	4,999	76	95	-	-	235,006	221,171	-	-
不動産業、物品賃貸業	1,700	4,518	-	1,418	1,700	3,100	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	126	139	126	139	-	-	-	-	-	-	-	-	99	-
サービス業	713	940	713	940	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体	41,697	37,852	5,847	4,495	35,850	33,357	-	-	-	-	-	-	-	-
政府関係機関	13,762	12,985	-	-	13,762	12,985	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	880,700	893,160	880,700	893,160	-	-	-	-	-	-	-	-	636	5,593
その他	30,031	110,977	28	20	-	-	-	-	1,198	1,410	28,804	109,546	-	-
合計	1,252,001	1,336,825	887,458	900,217	99,457	104,383	76	95	1,198	1,410	263,810	330,718	735	5,593
残存期間別														
期間の定めのないもの	93,605	167,800	46,614	40,399	-	-	-	-	1,198	1,410	45,793	125,990	-	-
1年以下	155,182	151,193	60,863	60,440	8,297	2,800	-	-	-	-	86,021	87,952	-	-
1年超3年以下	177,721	182,961	92,274	93,441	7,649	14,699	25	32	-	-	77,772	74,787	-	-
3年超5年以下	155,833	158,371	80,354	81,267	21,205	35,052	50	62	-	-	54,223	41,988	-	-
5年超7年以下	106,234	107,428	75,500	77,218	30,734	30,210	-	-	-	-	-	-	-	-
7年超10年以下	128,792	119,116	97,735	98,009	31,057	21,106	-	-	-	-	-	-	-	-
10年超	434,631	449,954	434,116	449,440	514	513	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	1,252,001	1,336,825	887,458	900,217	99,457	104,383	76	95	1,198	1,410	263,810	330,718	735	5,593

- (注) 1. 期末残高は、個別貸倒引当金控除前のエクスポージャーの額を表示しています。
 2. エクスポージャー区分の「貸出金等取引」は、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引を含みます。
 3. エクスポージャー区分の「その他の資産等」の主なものは、労働金庫連合会等への金融機関預け金、労働金庫連合会への出資、未収収益、固定資産等です。
 4. エクスポージャー区分の「延滞エクスポージャー」のうち、2024年度末数値は「金融再生法施行規則」上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」等エクスポージャーのポートフォリオ別の計とし、2023年度末数値は元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーのポートフォリオ別の計としています。
 5. CVAリスク相当額及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。
 6. 「地域別」において、「ファンド」については個々の資産を地域区分別に管理していないことから、全て国内に集約して記載しています。
 7. 「業種別」において、「ファンド」及び金融機関預け金を除く「その他資産等」については、「その他」に集約して記載しています。
 8. 「残存期間別」において、金融機関預け金を除く「その他資産等」については、「期間の定めのないもの」に集約して記載しています。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2023年度	1	-	-	1
	2024年度	1	-	-	1
個別貸倒引当金	2023年度	100	106	-	100
	2024年度	106	7	95	107
合計	2023年度	102	108	-	108
	2024年度	108	7	95	110

自己資本の充実の状況

(3) 個別貸倒引当金及び貸出金償却の業種別残高等

(単位:百万円)

業種区分		個別貸倒引当金					貸出金償却
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	
				目的使用	その他		
製造業	2023年度	-	-	-	-	-	-
	2024年度	-	-	-	-	-	-
農業、林業	2023年度	-	-	-	-	-	-
	2024年度	-	-	-	-	-	-
漁業	2023年度	-	-	-	-	-	-
	2024年度	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	2023年度	-	-	-	-	-	-
	2024年度	-	-	-	-	-	-
建設業	2023年度	-	-	-	-	-	-
	2024年度	-	-	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	2023年度	-	-	-	-	-	-
	2024年度	-	-	-	-	-	-
情報通信業	2023年度	-	-	-	-	-	-
	2024年度	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	2023年度	-	-	-	-	-	-
	2024年度	-	-	-	-	-	-
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	2023年度	-	-	-	-	-	-
	2024年度	-	-	-	-	-	-
金融業、保険業	2023年度	-	-	-	-	-	-
	2024年度	-	-	-	-	-	-
不動産業、物品賃貸業	2023年度	-	-	-	-	-	-
	2024年度	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	2023年度	98	98	-	98	98	-
	2024年度	98	-	94	3	-	-
サービス業	2023年度	-	-	-	-	-	-
	2024年度	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体	2023年度	-	-	-	-	-	-
	2024年度	-	-	-	-	-	-
政府関係機関	2023年度	-	-	-	-	-	-
	2024年度	-	-	-	-	-	-
個人	2023年度	2	8	-	2	8	-
	2024年度	8	7	1	7	7	-
その他	2023年度	-	-	-	-	-	-
	2024年度	-	-	-	-	-	-
合計	2023年度	100	106	-	100	106	-
	2024年度	106	7	95	10	7	-

(注) 個別貸倒引当金及び貸出金償却とも、すべて国内エクスポージャーに対するものです。

(4) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

リスク・ウェイト 区分	エクスポージャーの額		
	2023年度末		
	格付有り	格付無し	合計
0%	-	48,430	48,430
10%	-	13,769	13,769
20%	-	252,822	252,822
35%	-	309,438	309,438
50%	-	35,867	35,867
75%	-	571,075	571,075
100%	-	17,684	17,684
150%	-	456	456
200%	-	-	-
250%	-	3,085	3,085
1250%	-	-	-
その他	-	-	-
合計	-	1,252,630	1,252,630

(注) 1. 格付は、適格格付機関が信用供与に付与したものを使用しています。

2. リスク・ウェイト区分は、信用リスク削減効果適用を勘案した区分としています。また、個別貸倒引当金が設定されているエクスポージャーについては、個別貸倒引当金相当額を当該エクスポージャーより控除した額で記載しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

自己資本の充実の状況

(5) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオ区分ごとの内訳
 <2024年度末>

(単位:百万円)

ポートフォリオの区分	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値
	オン・バランスの額	オフ・バランスの額	オン・バランスの額	オフ・バランスの額	信用リスク・アセットの額	
ソブリン向け	50,868	—	50,868	—	1,299	2.55%
金融機関等向け	222,566	5,625	222,566	5,625	45,644	20.00%
法人等向け	57,230	6	57,230	6	24,934	43.56%
中堅中小企業等向け及び個人向け	326,586	119,872	326,586	39,035	245,349	67.10%
不動産関連向け	528,254	—	528,254	—	223,820	42.37%
延滞エクスポージャー	5,591	—	5,591	—	6,820	121.98%
その他	12,093	—	12,093	—	5,659	46.80%
合計	1,203,191	125,505	1,203,191	44,668	553,529	44.36%

- (注) 1. 「CCF」とは、Credit Conversion Factorの略であり、債務保証やデリバティブ取引等のオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目のことです。
 2. 「リスク・ウェイトの加重平均値」は、「信用リスク・アセットの額」を「CCF・信用リスク削減効果適用後エクスポージャー」の「オン・バランスの額」と「オフ・バランスの額」の合計額で除して算出しています。
 3. 「その他」は、「株式等」、「取立未済手形」等のエクスポージャーです。
 4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。
 5. 信用リスク・アセットの額の算出において、自己資本比率告示附則第11条第2項の規定に係る額に限り、経過措置適用前の額(完全実施ベース)を記載しています。
 6. パーゼルIII最終化の適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載していません。

(6) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオ区分ごとのCCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額ならびにリスク・ウェイト区分ごとの内訳
 <2024年度末>

(単位:百万円)

ポートフォリオの区分	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)								合計
	40%未満	40%以上 75%未満	75%以上 100%未満	100%以上 150%未満	150%以上 250%未満	250%以上 400%未満	400%以上 1250%未満	1250%以上	
ソブリン向け	50,868	—	—	—	—	—	—	—	50,868
金融機関等向け	228,192	—	—	—	—	—	—	—	228,192
法人等向け	16,775	35,014	5,385	61	—	—	—	—	57,237
中堅中小企業等向け及び個人向け	1,482	2,356	361,783	—	—	—	—	—	365,621
不動産関連向け	243,277	284,954	21	—	—	—	—	—	528,254
延滞エクスポージャー	—	—	—	3,133	2,458	—	—	—	5,591
その他	6,440	—	—	—	4,213	1,439	—	—	12,093
合計	547,037	322,325	367,191	3,194	6,671	1,439	—	—	1,247,860

- (注) 1. 「資産の額及び与信相当額の合計額」とは、「CCF・信用リスク削減効果適用後」のオン・バランス資産項目のエクスポージャーの額及びオフ・バランス資産項目のエクスポージャーの額の合計額のことです。
 2. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。
 3. 信用リスク・アセットの額の算出において、最終的に適用され、かつ、経過措置を適用する前のリスク・アセットの区分(完全実施ベース)に応じた額を記載しています。
 4. パーゼルIII最終化の適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載していません。

(7) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのリスク・ウェイト区分ごとの内訳
 <2024年度末>

(単位:百万円)

リスク・ウェイト区分	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス項目	オフ・バランス項目		
40%未満	541,411	5,625	100.00%	547,037
40%~70%	319,969	23,560	10.00%	322,325
75%	329,093	96,312	38.08%	365,773
80%	—	—	—	—
85%	1,418	—	—	1,418
90%~100%	3,187	6	100.00%	3,194
105%~130%	—	—	—	—
150%	6,671	—	—	6,671
250%	1,439	—	—	1,439
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
合計	1,203,191	125,505	35.59%	1,247,860

- (注) 1. 「CCFの加重平均値」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、「CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー」の「オフ・バランスの額」に掲げる額で除した割合のことです。
 2. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。
 3. 信用リスク・アセットの額の算出において、最終的に適用され、かつ、経過措置を適用する前のリスク・アセットの区分(完全実施ベース)に応じた額を記載しています。
 4. パーゼルIII最終化の適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載していません。

自己資本の充実の状況

4. 信用リスク削減手法に関する事項 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

<2023年度末> (単位:百万円)

信用リスク削減手法	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
ポートフォリオ			
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	2,073	-	-
ソブリン向け	-	-	-
金融機関向け	-	-	-
法人等向け	580	-	-
中小企業等・個人向け	1,492	-	-
延滞エクスポージャー	0	-	-

<2024年度末> (単位:百万円)

信用リスク削減手法	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
ポートフォリオ			
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	2,332	-	-
ソブリン向け	-	-	-
金融機関等向け	-	-	-
法人等向け	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	2,332	-	-
不動産関連向け	-	-	-
延滞エクスポージャー	-	-	-

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 与信相当額等

(単位:百万円)

	派生商品取引	
	2023年度末	2024年度末
グロス再構築コストの額の合計額 (A)	-	-
グロスのアドオンの額 (B)	76	95
グロスの与信相当額 (A) + (B) (C)	76	95
ネットティングによる与信相当額の削減額 (D)	-	-
担保による信用リスク削減手法の効果勘案前の与信相当額 (C) - (D) (E)	76	95
外国為替関連取引	-	-
金利関連取引	76	95
金関連取引	-	-
株式関連取引	-	-
貴金属関連取引(金関連取引を除く)	-	-
その他コモディティ関連取引	-	-
クレジット・デリバティブ取引	-	-
担保の額 (F)	-	-
現金・自金庫預金	-	-
国債・地方債等	-	-
担保による信用リスク削減手法の効果勘案後の与信相当額 (E) - (F)	76	95

(注) 1. 与信相当額は、カレント・エクスポージャー方式を用いて算出しています。
2. 長期決済期間取引の取扱いはありません。
3. クレジット・デリバティブの取扱いはありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) オリジネーターの場合

該当はありません。

(2) 投資家の場合

① 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

	2023年度末		2024年度末	
	オン・バランス取引	オフ・バランス取引	オン・バランス取引	オフ・バランス取引
証券化エクスポージャーの額	5,311	-	4,071	-
カードローン	425	-	110	-
住宅ローン	3,274	-	2,904	-
自動車ローン	823	-	399	-
その他	786	-	657	-

(注) 再証券化エクスポージャーは保有していません。

② 保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

(単位:百万円)

リスク・ウェイト区分	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	2023年度末		2024年度末		2023年度末		2024年度末	
	オン・バランス取引	オフ・バランス取引	オン・バランス取引	オフ・バランス取引	オン・バランス取引	オフ・バランス取引	オン・バランス取引	オフ・バランス取引
0%~15%未満	649	-	579	-	2	-	2	-
15%~50%未満	4,661	-	3,492	-	35	-	27	-
50%~100%未満	-	-	-	-	-	-	-	-
100%~250%未満	-	-	-	-	-	-	-	-
250%~400%未満	-	-	-	-	-	-	-	-
400%~1250%未満	-	-	-	-	-	-	-	-
1250%以上	-	-	-	-	-	-	-	-
カードローン	-	-	-	-	-	-	-	-
住宅ローン	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車ローン	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 所要自己資本の額 = エクスポージャー残高 × リスク・ウェイト × 4%
2. 再証券化エクスポージャーは保有していません。
3. 「1250%」欄のカードローン等は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

自己資本の充実の状況

7. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	2023年度末		2024年度末	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	—	—	—	—
非上場株式等	28	—	28	—
その他	7,498	—	7,710	—
合計	7,527	—	7,739	—

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいて算定しています。
 2. 非上場株式等には、子会社等株式を計上しています。
 3. 「その他」の区分には、労働金庫連合会出資金、投資信託の資産に含まれる出資等又は株式等エクスポージャーについて、当金庫の保有割合で算定した額を計上しています。

(2) 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
売却益	14	14
売却損	—	—
償却	—	—

(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2023年度末	2024年度末
評価損益	—	—

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当はありません。

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 (単位:百万円)

計算方式	2023年度末	2024年度末
リスク・スルー方式を適用するエクスポージャー	4,256	3,973
マニフェスト方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

9. 金利リスクに関する事項

(1) 金利リスク量

(単位:百万円)

経済価値の増減額	2023年度末	2024年度末
金利リスク量計	4,969	8,073

計測条件

- 金利ショック:VaR (分散共分散法)
- 信頼区間:片側99% (有価証券は片側99.9%)
- 保有期間:預金・貸出金・預け金・デリバティブ取引120日、有価証券20日
- 観測期間:5年

(2) IRRBB (銀行勘定の金利リスク)

(単位:百万円)

項番		IRRBB1:金利リスク			
		イ		ロ	
		△EVE	△NII	ハ	ニ
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	20,571	10,172	449	372
2	下方パラレルシフト	0	0	0	312
3	スティープ化	11,088	7,048		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	20,571	10,172	449	372
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	54,512		52,553	

- (注) 1. 「△EVE」とは金利リスクのうち、金利ショック(金利リスク量を算定する時の市場金利の変動)に対する経済的価値の増減額として計測されるものです。
 2. 「△NII」とは金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものです。
 3. 単位未満を四捨五入しています。

自己資本の充実の状況

《定量的な開示事項》

1. 連結情報

1. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円、%)

項目	2023年度末	2024年度末
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	53,249	55,210
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,242	3,237
うち、利益剰余金の額	51,153	52,114
うち、外部流出予定額(△)	146	141
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	-	-
うち、為替換算調整勘定	-	-
うち、退職給付に係るものの額	-	-
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1	-
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1	-
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	54,251	55,210
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	83	100
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	83	100
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
退職給付に係る資産の額	215	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
労働金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	298	100
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	53,952	55,110
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	602,566	573,960
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	-	-
勘定間の振替分	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	21,541	21,103
信用リスク・アセット調整額	-	-
フロア調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	624,107	595,064
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	8.64	9.26

(注) 1. 当金庫連結グループは、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号)」に基づき、連結自己資本比率を算定しています。2024年度末においては、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件(令和6年1月31日金融庁・厚生労働省告示第1号)」を適用しています。なお、当金庫連結グループは国内基準を採用しています。

また、「労働金庫法施行規則第114条第1項第5号2等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項(平成19年金融庁・厚生労働省告示第1号)」に基づき、自己資本比率に関わる開示を行っています。2024年度末においては、「労働金庫法施行規則第114条第1項第5号2等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項の一部を改正する件(令和6年1月31日金融庁・厚生労働省告示第2号)」を適用しています。

2. 連結子会社の資本調達は株式の発行により行っていますが、出資者が当金庫のみのため、本表においては連結調整により消去されています。

自己資本の充実の状況

2. 自己資本の充実度に関する事項 信用リスク等に対する所要自己資本の額 <2023年度末>

(単位:百万円)

		2023年度末	
		リスク・アセット	所要自己資本
信用リスク	(A)	602,566	24,102
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー		598,874	23,954
ソブリン向け		1,376	55
金融機関向け		47,317	1,892
事業法人等向け		24,533	981
中小企業等・個人向け		394,363	15,774
抵当権付住宅ローン		108,303	4,332
不動産取得等事業向け		300	12
延滞債権		862	34
その他		21,816	872
証券化エクスポージャー (うち、再証券化)		947 (-)	37 (-)
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		2,721	108
ルック・スルー方式		2,721	108
マナート方式		-	-
蓋然性方式(250%)		-	-
蓋然性方式(400%)		-	-
フォールバック方式(1250%)		-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額			
他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置により リスク・アセットに算入されなかったものの額		-	-
CVAリスク相当額を8%で除して得た額		22	0
中央清算機関関連エクスポージャー		-	-
オペレーショナル・リスク	(B)	21,541	861
リスク・アセット、総所要自己資本額 (A) + (B)		624,107	24,964

(注) 1. リスク・アセットとは、貸借対照表に記載された資産(債務保証見返を除く)に、その種類あるいは取引相手の信用リスクの度合いに応じて設定されたリスク・ウェイトを乗じて算定した額のことです。なお、当金庫では、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトを使用する「標準的手法」を採用しています。
貸借対照表に記載されないコミットメントや金利関連取引などにも信用リスクをとともうものがあります。上記同様、リスク・ウェイトを使用しリスク・アセットを計算することとなっています。
なお、貸借対照表に計上している労働金庫が行う債務保証の見返勘定はオフ・バランス取引として取り扱うことになっています。当金庫のオフ・バランスに係るリスク・アセットの額の大半は、公的な代理業務に付随して発生する債務保証に係るものです。

- 所要自己資本=リスク・アセット×4%
- 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)ならびにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等、リスクにさらされている資産等の金額のことです。
- 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、政府関係機関等のことです。
- 「延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
- 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャーのうち「その他」に該当する主なものは、労働金庫連合会への出資、未収収益、固定資産、及び債務保証見返等のオフ・バランス取引等です。
- 「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」は、ファンド向けエクイティ出資について、エクスポージャーそのもののリスク・ウェイトが判定できない場合の取扱いです。この場合は、以下の8.~11.の順序により、それぞれの方式のリスク・ウェイトが適用されます。
- 「ルック・スルー方式」は、エクスポージャーの裏付けとなる資産等に関する情報が一定の要件を満たした場合に適用が認められるものです。この方式では、その裏付けとなる資産等を当金庫自身が保有しているものとみなし、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。

$$\text{ルック・スルー方式} = \frac{\text{裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$$

- 「マナート方式」は、「ルック・スルー方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクスポージャーの裏付けとなる資産等の運用基準に基づいて、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。

$$\text{マナート方式} = \frac{\text{裏付けとなる資産等の運用基準に基づき、信用リスク・アセットの総額が最大となるように算出したエクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$$

- 「蓋然性方式」は、「ルック・スルー方式」「マナート方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクスポージャーのリスク・ウェイトが250%または400%であるという蓋然性が高いと推測する等の場合において、250%または400%をリスク・ウェイトとして用います。
- 「フォールバック方式」は、「ルック・スルー方式」「マナート方式」「蓋然性方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では1250%をリスク・ウェイトとして用います。
- 「CVAリスク」とは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVA(デリバティブ取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額)が変動するリスクのことです。
- 「中央清算機関関連エクスポージャー」とは、デリバティブ取引等の中央清算機関(CCP)に対して発生するエクスポージャーのことで、担保など例外を除き、原則として信用リスク・アセット額の計算が必要となりました。
- オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失が発生しうるリスクのことです。当金庫では、基礎的手法によりリスク量を算定しています。
(基礎的手法算定方法)

$$\text{オペレーショナル・リスク} = \frac{\text{粗利益(直近3年間のうち粗利益が正の値)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \times 12.5$$

自己資本の充実の状況

<2024年度末>

(単位:百万円)

	2024年度末	
	リスク・アセット	所要自己資本
信用リスク (A)	573,960	22,958
標準的手法が適用されるポートフォリオ区分ごとのエクスポージャー	570,418	22,816
ソブリン向け	1,299	51
金融機関等向け	45,644	1,825
法人等向け	24,934	997
中堅中小企業等向け及び個人向け	245,349	9,813
不動産関連向け	223,820	8,952
うち、自己居住用不動産等向け	223,820	8,952
うち、賃貸用不動産向け	-	-
うち、事業用不動産関連向け	-	-
うち、その他不動産関連向け	-	-
うち、ADC向け	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)(注5)	3,687	147
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞(注5)	3,133	125
その他	22,548	901
証券化エクスポージャー(うち、再証券化)	735	29
(うち、再証券化)	(-)	(-)
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	2,769	110
ルック・スルー方式	2,769	110
マンドート方式	-	-
蓋然性方式(250%)	-	-
蓋然性方式(400%)	-	-
フォールバック方式(1250%)	-	-
未決済取引	-	-
他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-
CVAリスク相当額を8%で除して得た額(簡便法)	37	1
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 (B)	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 (C)	21,103	844
リスク・アセット、総所要自己資本額 (A) + (B) + (C)	595,064	23,802

(注) 1. リスク・アセットとは、貸借対照表に記載された資産(債務保証見返を除く)に、その種類あるいは取引相手の信用リスクの度合いに応じて設定されたリスク・ウェイトを乗じて算定した額のことです。なお、当金庫では、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトを使用する「標準的手法」を採用しています。エクスポージャーのうち、「金融機関等向け」「中堅中小企業等向け及び個人向け」及び「その他」の項目については、自己資本比率告示に基づき経過措置を適用しています。また、貸借対照表に記載されないコミットメントや金利関連取引などにも信用リスクをとるものがあります。上記同様、リスク・ウェイトを使用しリスク・アセットを計算することとなっています。なお、貸借対照表に計上している労働金庫が行う債務保証の見返勘定はオフ・バランス取引として取り扱うこととなっています。当金庫のオフ・バランスに係るリスク・アセットの額の大半は、公的な代理業務に付随して発生する債務保証に関係するものです。

2. 所要自己資本=リスク・アセット×4%

3. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)ならびにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等、リスクにさらされている資産等の金額のことです。

4. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、政府関係機関等のことです。

5. 「延滞エクスポージャー」とは、「金融再生法施行規則」上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」等エクスポージャーのことです。

6. 「その他」に該当する主なものは、労働金庫連合会への出資、未収収益、固定資産、及び債務保証見返等のオフ・バランス取引等です。

7. 「証券化エクスポージャー」とは、証券化取引に係るエクスポージャーのことです。「証券化」とは、債権や不動産など一定のキャッシュフロー(利息収入等)を生む資産を裏付けとして証券等を発行し、第三者に売却することです。

8. 「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」は、ファンド向けエクイティ出資について、エクスポージャーそのもののリスク・ウェイトが判定できない場合の取扱いです。この場合は、以下の「ルック・スルー方式」から「フォールバック方式」の順序により、それぞれの方式のリスク・ウェイトが適用されます。

9. 「ルック・スルー方式」は、エクスポージャーの裏付けとなる資産等に関する情報が一定の要件を満たした場合に適用が認められるものです。この方式では、その裏付けとなる資産等を当金庫自身が保有しているものとみなし、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。

$$\text{ルック・スルー方式} = \frac{\text{裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$$

10. 「マンドート方式」は、「ルック・スルー方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクスポージャーの裏付けとなる資産等の運用基準に基づいて、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。

$$\text{マンドート方式} = \frac{\text{裏付けとなる資産等の運用基準に基づき、信用リスク・アセットの総額が最大となるように算出したエクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$$

11. 「蓋然性方式」は、「ルック・スルー方式」「マンドート方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクスポージャーのリスク・ウェイトが250%または400%であるという蓋然性が高いと推測する等の場合において、250%または400%をリスク・ウェイトとして用います。

12. 「フォールバック方式」は、「ルック・スルー方式」「マンドート方式」「蓋然性方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では1250%をリスク・ウェイトとして用います。

13. CVAリスクとは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVA(デリバティブ取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額)が変動するリスクのことです。(CVAはCredit Valuation Adjustmentの略です。)当金庫は、簡便法によりCVAリスク相当額を算出し、CVAリスク相当額を8%で除して得た額をリスク・アセットとしています。

14. 「中央清算機関関連エクスポージャー」とは、デリバティブ取引等の中央清算機関(CCP)に対して発生するエクスポージャー(担保など例外を除く)です。

15. マーケット・リスクとは、外国為替リスク、トレーディング取引による金利リスク及び信用スプレッド・リスク等、市場相場の変動により損失を被るリスクです。当金庫は、マーケット・リスク相当額の「不算入特例」を適用しているため、自己資本比率の分母へ算入していません。

16. オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクのことです。

自己資本の充実の状況

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額等

(単位:百万円)

	2023年度末	2024年度末
オペレーショナル・リスク相当額の合計を8%で除して得た額	21,541	21,103
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	861	844
BIの額		14,068
BICの額		1,688

2023年度末は、基礎的手法を使用し、オペレーショナル・リスク相当額を算定しています。
 基礎的手法…粗利益の15% (直近3年の平均値)をオペレーショナル・リスク相当額とします。
 2024年度末は、標準的計測手法を使用し、ILMを「1」として、オペレーショナル・リスク相当額を算定しています。
 標準的計測手法…BIC (事業規模要素)×ILM (内部損失乗数)をオペレーショナル・リスク相当額とします。

3. 信用リスク(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)に関する事項

(1) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高の主な種類別内訳

(単位:百万円)

	合計		貸出金等取引		債 券		店頭デリバティブ取引		複数の資産を裏付とする資産(ファンド等)		その他の資産等		延滞エクスポージャー	
	2023年度末	2024年度末	2023年度末	2024年度末	2023年度末	2024年度末	2023年度末	2024年度末	2023年度末	2024年度末	2023年度末	2024年度末	2023年度末	2024年度末
地域別														
国内	1,252,341	1,337,158	887,458	900,217	99,457	104,383	76	95	1,198	1,410	264,150	331,051	735	5,593
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	1,252,341	1,337,158	887,458	900,217	99,457	104,383	76	95	1,198	1,410	264,150	331,051	735	5,593
業種別														
製造業	18,144	16,489	-	-	-	18,144	16,489	-	-	-	-	-	-	-
農業、林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	300	2,000	-	-	300	2,000	-	-	-	-	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	11,700	16,100	-	-	11,700	16,100	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	1,100	1,600	-	-	1,100	1,600	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	9,100	8,700	-	-	9,100	8,700	-	-	-	-	-	-	-	-
情報・通信・卸売・小売業	4,242	5,093	42	43	4,200	5,050	-	-	-	-	-	-	-	-
金融業、保険業	238,682	226,267	-	-	3,600	4,999	76	95	-	-	235,006	221,171	-	-
不動産業、物品賃貸業	1,700	4,518	-	1,418	1,700	3,100	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	126	139	126	139	-	-	-	-	-	-	-	-	99	-
サービス業	713	940	713	940	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体	41,697	37,852	5,847	4,495	35,850	33,357	-	-	-	-	-	-	-	-
政府関係機関	13,762	12,985	-	-	13,762	12,985	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	880,700	893,160	880,700	893,160	-	-	-	-	-	-	-	-	636	5,593
その他	30,370	111,310	28	20	-	-	-	-	1,198	1,410	29,144	109,879	-	-
合計	1,252,341	1,337,158	887,458	900,217	99,457	104,383	76	95	1,198	1,410	264,150	331,051	735	5,593
残存期間別														
期間の定めのないもの	93,945	168,133	46,614	40,399	-	-	-	-	1,198	1,410	46,132	126,323	-	-
1年以下	155,182	151,193	60,863	60,440	8,297	2,800	-	-	-	-	86,021	87,952	-	-
1年超3年以下	177,721	182,961	92,274	93,441	7,649	14,699	25	32	-	-	77,772	74,787	-	-
3年超5年以下	155,833	158,371	80,354	81,267	21,205	35,052	50	62	-	-	54,223	41,988	-	-
5年超7年以下	106,234	107,428	75,500	77,218	30,734	30,210	-	-	-	-	-	-	-	-
7年超10年以下	128,792	119,116	97,735	98,009	31,057	21,106	-	-	-	-	-	-	-	-
10年超	434,631	449,954	434,116	449,440	514	513	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	1,252,341	1,337,158	887,458	900,217	99,457	104,383	76	95	1,198	1,410	264,150	331,051	735	5,593

- (注) 1. 期末残高は、個別貸倒引当金控除前のエクスポージャーの額を表示しています。
 2. エクスポージャー区分の「貸出金等取引」は、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引を含みます。
 3. エクスポージャー区分の「その他の資産等」の主なものは、労働金庫連合会等への金融機関預け金、労働金庫連合会への出資、未収収益、固定資産等です。
 4. エクスポージャー区分の「延滞エクスポージャー」のうち、2024年度末数値は「金融再生法施行規則」上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」等エクスポージャーのポートフォリオ別の計とし、2023年度末数値は元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーのポートフォリオ別の計としています。
 5. CVAリスク相当額及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。
 6. 「地域別」において、「ファンド」については個々の資産を地域区分別に管理していないことから、全て国内に集約して記載しています。
 7. 「業種別」において、「ファンド」及び金融機関預け金を除く「その他資産等」については、「その他」に集約して記載しています。
 8. 「残存期間別」において、金融機関預け金を除く「その他資産等」については、「期間の定めのないもの」に集約して記載しています。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2023年度	1	-	-	1
	2024年度	1	-	-	1
個別貸倒引当金	2023年度	100	106	-	100
	2024年度	106	7	95	107
合計	2023年度	102	108	-	108
	2024年度	108	7	95	110

自己資本の充実の状況

(3) 個別貸倒引当金及び貸出金償却の業種別残高等

(単位:百万円)

業種区分		個別貸倒引当金					貸出金償却
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	
				目的使用	その他		
製造業	2023年度	-	-	-	-	-	-
	2024年度	-	-	-	-	-	-
農業、林業	2023年度	-	-	-	-	-	-
	2024年度	-	-	-	-	-	-
漁業	2023年度	-	-	-	-	-	-
	2024年度	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	2023年度	-	-	-	-	-	-
	2024年度	-	-	-	-	-	-
建設業	2023年度	-	-	-	-	-	-
	2024年度	-	-	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	2023年度	-	-	-	-	-	-
	2024年度	-	-	-	-	-	-
情報通信業	2023年度	-	-	-	-	-	-
	2024年度	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	2023年度	-	-	-	-	-	-
	2024年度	-	-	-	-	-	-
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	2023年度	-	-	-	-	-	-
	2024年度	-	-	-	-	-	-
金融業、保険業	2023年度	-	-	-	-	-	-
	2024年度	-	-	-	-	-	-
不動産業、物品賃貸業	2023年度	-	-	-	-	-	-
	2024年度	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	2023年度	98	98	-	98	98	-
	2024年度	98	-	94	3	-	-
サービス業	2023年度	-	-	-	-	-	-
	2024年度	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体	2023年度	-	-	-	-	-	-
	2024年度	-	-	-	-	-	-
政府関係機関	2023年度	-	-	-	-	-	-
	2024年度	-	-	-	-	-	-
個人	2023年度	2	8	-	2	8	-
	2024年度	8	7	1	7	7	-
その他	2023年度	-	-	-	-	-	-
	2024年度	-	-	-	-	-	-
合計	2023年度	100	106	-	100	106	-
	2024年度	106	7	95	10	7	-

(注) 個別貸倒引当金及び貸出金償却とも、すべて国内エクスポージャーに対するものです。

(4) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

リスク・ウェイト 区分	エクスポージャーの額		
	2023年度末		
	格付有り	格付無し	合計
0%	-	48,430	48,430
10%	-	13,769	13,769
20%	-	252,822	252,822
35%	-	309,438	309,438
50%	-	35,867	35,867
75%	-	571,075	571,075
100%	-	18,084	18,084
150%	-	456	456
200%	-	-	-
250%	-	3,025	3,025
1250%	-	-	-
その他	-	-	-
合計	-	1,252,969	1,252,969

(注) 1. 格付は、適格格付機関が信用供与に付与したものを使用しています。

- リスク・ウェイト区分は、信用リスク削減効果適用を勘案した区分としています。また、個別貸倒引当金が設定されているエクスポージャーについては、個別貸倒引当金相当額を当該エクスポージャーより控除した額で記載しています。
- コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

自己資本の充実の状況

(5) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオ区分ごとの内訳
<2024年度末>

(単位:百万円)

ポートフォリオの区分	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値
	オン・バランスの額	オフ・バランスの額	オン・バランスの額	オフ・バランスの額	信用リスク・アセットの額	
ソブリン向け	50,868	—	50,868	—	1,299	2.55%
金融機関等向け	222,566	5,625	222,566	5,625	45,644	20.00%
法人等向け	57,230	6	57,230	6	24,934	43.56%
中堅中小企業等向け及び個人向け	326,586	119,872	326,586	39,035	245,349	67.10%
不動産関連向け	528,254	—	528,254	—	223,820	42.37%
延滞エクスポージャー	5,591	—	5,591	—	6,820	121.98%
その他	12,070	—	12,070	—	5,636	46.69%
合計	1,203,169	125,505	1,203,169	44,668	553,506	44.36%

- (注) 1. 「CCF」とは、Credit Conversion Factorの略であり、債務保証やデリバティブ取引等のオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目のことです。
 2. 「リスク・ウェイトの加重平均値」は、「信用リスク・アセットの額」を「CCF・信用リスク削減効果適用後エクスポージャー」の「オン・バランスの額」と「オフ・バランスの額」の合計額で除して算出しています。
 3. 「その他」は、「株式等」、「取立未済手形」等のエクスポージャーです。
 4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。
 5. 信用リスク・アセットの額の算出において、自己資本比率告示附則第11条第2項の規定に係る額に限り、経過措置適用前の額(完全実施ベース)を記載しています。
 6. パーゼルⅢ最終化の適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載していません。

(6) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオ区分ごとのCCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額ならびにリスク・ウェイト区分ごとの内訳
<2024年度末>

(単位:百万円)

ポートフォリオの区分	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)								合計
	40%未満	40%以上 75%未満	75%以上 100%未満	100%以上 150%未満	150%以上 250%未満	250%以上 400%未満	400%以上 1250%未満	1250%以上	
ソブリン向け	50,868	—	—	—	—	—	—	—	50,868
金融機関等向け	228,192	—	—	—	—	—	—	—	228,192
法人等向け	16,775	35,014	5,385	61	—	—	—	—	57,237
中堅中小企業等向け及び個人向け	1,482	2,356	361,783	—	—	—	—	—	365,621
不動産関連向け	243,277	284,954	21	—	—	—	—	—	528,254
延滞エクスポージャー	—	—	—	3,133	2,458	—	—	—	5,591
その他	6,440	—	—	—	4,213	1,416	—	—	12,070
合計	547,037	322,325	367,191	3,194	6,671	1,416	—	—	1,247,837

- (注) 1. 「資産の額及び与信相当額の合計額」とは、「CCF・信用リスク削減効果適用後」のオン・バランス資産項目のエクスポージャーの額及びオフ・バランス資産項目のエクスポージャーの額の合計額のことです。
 2. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。
 3. 信用リスク・アセットの額の算出において、最終的に適用され、かつ、経過措置を適用する前のリスク・アセットの区分(完全実施ベース)に応じた額を記載しています。
 4. パーゼルⅢ最終化の適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載していません。

(7) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのリスク・ウェイト区分ごとの内訳
<2024年度末>

(単位:百万円)

リスク・ウェイト区分	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス項目	オフ・バランス項目		
40%未満	541,412	5,625	100.00%	547,037
40%~70%	319,969	23,560	10.00%	322,325
75%	329,093	96,312	38.08%	365,773
80%	—	—	—	—
85%	1,418	—	—	1,418
90%~100%	3,187	6	100.00%	3,194
105%~130%	—	—	—	—
150%	6,671	—	—	6,671
250%	1,416	—	—	1,416
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
合計	1,203,169	125,505	35.59%	1,247,837

- (注) 1. 「CCFの加重平均値」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、「CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー」の「オフ・バランスの額」に掲げる額で除した割合のことです。
 2. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。
 3. 信用リスク・アセットの額の算出において、最終的に適用され、かつ、経過措置を適用する前のリスク・アセットの区分(完全実施ベース)に応じた額を記載しています。
 4. パーゼルⅢ最終化の適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載していません。

自己資本の充実の状況

4. 信用リスク削減手法に関する事項 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

<2023年度末>

(単位:百万円)

信用リスク削減手法	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
ポートフォリオ			
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	2,073	-	-
ソブリン向け	-	-	-
金融機関向け	-	-	-
法人等向け	580	-	-
中小企業等・個人向け	1,492	-	-
延滞エクスポージャー	0	-	-

<2024年度末>

(単位:百万円)

信用リスク削減手法	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
ポートフォリオ			
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	2,332	-	-
ソブリン向け	-	-	-
金融機関等向け	-	-	-
法人等向け	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	2,332	-	-
不動産関連向け	-	-	-
延滞エクスポージャー	-	-	-

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 与信相当額等

(単位:百万円)

	派生商品取引	
	2023年度末	2024年度末
グロス再構築コストの額の合計額 (A)	-	-
グロスのアドオンの額 (B)	76	95
グロスの与信相当額 (A) + (B) (C)	76	95
ネットティングによる与信相当額の削減額 (D)	-	-
担保による信用リスク削減手法の効果勘案前の与信相当額 (C) - (D) (E)	76	95
外国為替関連取引	-	-
金利関連取引	76	95
金関連取引	-	-
株式関連取引	-	-
貴金属関連取引(金関連取引を除く)	-	-
その他コモディティ関連取引	-	-
クレジット・デリバティブ取引	-	-
担保の額 (F)	-	-
現金・自金庫預金	-	-
国債・地方債等	-	-
担保による信用リスク削減手法の効果勘案後の与信相当額 (E) - (F)	76	95

(注) 1. 与信相当額は、カレント・エクスポージャー方式を用いて算出しています。
2. 長期決済期間取引の取扱いはありません。
3. クレジット・デリバティブの取扱いはありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) オリジネーターの場合

該当はありません。

(2) 投資家の場合

① 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

	2023年度末		2024年度末	
	オン・バランス取引	オフ・バランス取引	オン・バランス取引	オフ・バランス取引
証券化エクスポージャーの額	5,311	-	4,071	-
カードローン	425	-	110	-
住宅ローン	3,274	-	2,904	-
自動車ローン	823	-	399	-
その他	786	-	657	-

(注) 再証券化エクスポージャーは保有していません。

② 保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

(単位:百万円)

リスク・ウェイト区分	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	2023年度末		2024年度末		2023年度末		2024年度末	
	オン・バランス取引	オフ・バランス取引	オン・バランス取引	オフ・バランス取引	オン・バランス取引	オフ・バランス取引	オン・バランス取引	オフ・バランス取引
0%~15%未満	649	-	579	-	2	-	2	-
15%~50%未満	4,661	-	3,492	-	35	-	27	-
50%~100%未満	-	-	-	-	-	-	-	-
100%~250%未満	-	-	-	-	-	-	-	-
250%~400%未満	-	-	-	-	-	-	-	-
400%~1250%未満	-	-	-	-	-	-	-	-
1250%以上	-	-	-	-	-	-	-	-
カードローン	-	-	-	-	-	-	-	-
住宅ローン	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車ローン	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 所要自己資本の額 = エクスポージャー残高 × リスク・ウェイト × 4%
2. 再証券化エクスポージャーは保有していません。
3. 「1250%」欄のカードローン等は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

自己資本の充実の状況

7. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 連結貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	2023年度末		2024年度末	
	連結貸借対照表計上額	時価	連結貸借対照表計上額	時価
上場株式等	—	—	—	—
非上場株式等	6	—	6	—
その他	7,498	—	7,710	—
合計	7,504	—	7,716	—

(注)1. 連結貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいて算定しています。

2. 「その他」の区分には、労働金庫連合会出資金、投資信託の資産に含まれる出資等又は株式等エクスポージャーについて、当金庫の保有割合で算定した額を計上しています。

(2) 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
売却益	14	14
売却損	—	—
償却	—	—

(3) 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2023年度末	2024年度末
評価損益	—	—

(4) 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

該当はありません。

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 (単位:百万円)

計算方式	2023年度末	2024年度末
リスク・スルー方式を適用するエクスポージャー	4,256	3,973
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

9. 金利リスクに関する事項

(1) 金利リスク量

(単位:百万円)

経済価値の増減額	2023年度末	2024年度末
金利リスク量計	4,969	8,073

計測条件

- 金利ショック:VaR (分散共分散法)
- 信頼区間:片側99% (有価証券は片側99.9%)
- 保有期間:預金・貸出金・預け金・デリバティブ取引120日、有価証券20日
- 観測期間:5年

(2) IRRBB (銀行勘定の金利リスク)

(単位:百万円)

項番		IRRBB1:金利リスク			
		イ		ロ	
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	20,571	10,172	449	372
2	下方パラレルシフト	0	0	0	312
3	スティープ化	11,088	7,048		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	20,571	10,172	449	372
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	54,512			52,553

(注)1. 「△EVE」とは金利リスクのうち、金利ショック(金利リスク量を算定する時の市場金利の変動)に対する経済的価値の増減額として計測されるものです。

2. 「△NII」とは金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものです。

3. 単位未満を四捨五入しています。